

平成28年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 平成28年9月13日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副委員長	中 村 美 穂
委員	安 部 都	委員	安 藤 克 彦
委員	金 子 恵	委員	岩 永 政 則
委員	山 口 憲一郎	委員	堤 理 志

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議会事務局長	中 山 庄 治	係 長	細 田 浩 子
--------	---------	-----	---------

説明のため出席した者

総務部長	荒 木 重 臣		
(地域安全課)			
課 長	山 口 功	参 事	和 田 弘
課長補佐	永 野 英 明	係 長	朝 居 健太郎
係 長	山 口 亮	主 任	山 下 紗耶香

企画財政部長 久保平 敏 弘

(財政課)

課 長	田 中 一 之	課長補佐	木 須 紀 彦
-----	---------	------	---------

係 長	入 江 彩 子
-----	---------

(税務課)

課 長	荒 木 秀 一	課長補佐	山 崎 昇
-----	---------	------	-------

課長補佐	福 本 美也子	係 長	久 原 和 彦
------	---------	-----	---------

(収納推進課)

課 長	宮 崎 伸 之	課長補佐	木 戸 武 志
-----	---------	------	---------

係 長	島 典 明
-----	-------

(政策企画課)

課 長	荒 木 隆	課長補佐	峰 修 子
-----	-------	------	-------

係 長 尾 田 光 洋

本日の委員会に付した案件

議案第 50号 平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時28分

散 会 16時21分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。昨日に引き続き、議案第50号、平成27年度一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本日は、総務部の地域安全課所管から審査を行います。議案の説明を求めます。

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより地域安全課所管分の27年度決算についてご説明させていただきます。まず地域安全課が所管する係でございますけれども、商工観光係分を除いた部分で、前年度との変更点などを重点に説明させていただきます。平成27年度は、課長以下6名体制で地域振興係、交通防犯係、商工観光係を3つの係を所管しておりました。平成28年4月の機構改革により、現時点では、商工観光係は産業振興課へ、また総務課の消防防災係が地域安全課へと移行しております。それでは、平成27年度一般会計決算書に基づきましてご説明させていただきます。地域安全課所管分の歳入の合計は、1億7,741万4,314円となり、職員人件費を除いた歳出の合計は、6億1,024万3,937円となります。

まず歳入でございますが、事項別明細書の20ページ、21ページをお開きください。12款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料2節コミュニティセンター使用料ですが、ふれあいセンターの167万2,595円及び長与南交流センター86万3,230円が施設使用料となります。次に28、29ページをお開きください。13款国庫支出金3項委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託金で、2万3,000円が自衛官募集事務の委託金となっております。次に30、31ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金のうち、上から2行目の石油貯蔵施設立地対策等補助金の79万6,000円は、長与町全域を管轄しています消防本部分団の消防ホース用乾燥塔の設置補助金であります。次に、32ページ、33ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金5目商工費県補助金1節商工費補助金で、長崎県消費者行政生活活性化補助金の17万7,990円は、主に消費者行政担当職員の研修旅費としての補助金でございます。次に同ページの8目消防費県補助金1節消防費補助金で長崎県消防団充実強化促進事業費補助金の17万2,000円は、消防団第6分団格納庫のシャッター塗装工事施行に係る補助金でございます。次に、3項委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託金の1行目の市町村権限移譲等交付金の83万3,000円は、県広報紙（ながさきたより）の全世帯配布に係る補助金でございます。次に34ページから37ページをお開きください。15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1節利子及び配当金の上から3行目のふるさとづくり基金運用収入の10万3,760円と上から5行目の防災基金運用収入の1万2,407円が地域安全課所管分となります。次に36、39ページをお開きください。16款寄附金

1項寄附金8目ふるさと長与応援寄附金1節ふるさと長与応援寄附金の30万円のうち、10万円が地域安全課所管分となります。ふるさとづくり事業への2件の4万円と長与町おまかせコースの3件の6万円のご寄附をいただいております。次に40、41ページをお開きください。17款繰入金2項基金繰入金3目ふるさとづくり基金繰入金1節ふるさとづくり基金繰入金の20万7,504円が地域安全課所管分です。次に同ページの5目防災基金繰入金1節防災基金繰入金の40万円が地域安全課所管分となります。次に44、45ページをお開きください。19款諸収入5項雑入1目雑入の上から5行目の市町村交通災害共済加入推進補助金の25万円と上から7行目の清涼飲料水自動販売機設置使用料の348万2,848円のうち、21万6,000円が地域安全課所管分となります。これは3台分の設置使用料となります。また、その下の火災保険料の30万3,502円のうち、28万892円が自主防災センターの火災保険料の負担分となります。こちらも地域安全課所管分でございます。また、その下の各施設電話使用料4,220円のうち2,160円と、その下で各種施設コピー使用料18万2,260円のうち、3万220円が地域安全課所管分となります。また、その下の一般コミュニティ助成金の190万ですが、上長与地区コミュニティへの備品購入に対する補助金として、宝くじの社会貢献広報事業として自治活性化センターからの補助でございます。その4つ下の太陽光発電余剰電力売払収入の2万5,896円は、長与南交流センターの太陽光発電設備に係るものでございます。また、その13行下の電柱等設置使用料の4万8,237円のうち660円が、ふれあいセンター敷地内に設置された電柱設置使用料でございます。次に46、47ページをお開きください。上から3行目の消防団員安全装備品整備等補助金の14万7,000円は、町消防団員全員に耐切創性手袋を支給するための助成金です。また、上から9行目のコミュニティ助成事業補助金の80万円は、防災倉庫を購入するための助成金です。次に同ページの20款町債1項町債2目消防債1節消防施設整備事業債は、消防第6分団格納庫建設工事に伴う消防格納庫建設事業充当起債5,860万円と防災行政無線デジタル化事業充当起債1億980万円が地域安全課所管分でございます。両方とも緊急防災・減災事業の起債でございます。充当率は100%で、交付税措置としまして元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されます。

続きまして歳出でございますが、事項別明細書の50、51ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節報酬費の中で、2行目の防災会議委員報酬2万8,000円と4行目の国民保護協議会委員報酬3万5,000円とその下の危機管理専門員報酬の300万円が地域安全課所管分となります。防災会議委員さんは19名いらっしゃいまして、参加された報酬対象者は4名でございます。また、国民保護協議会委員さんは24名で、報酬対象者は5名でございます。なお、危機管理専門員は嘱託員として1名勤務しております。次に52、53ページをお開きください。7節賃金でパート賃金の22万5,400円は、市町村交通災害共済加入促進のための臨時職員

の賃金で地域安全課所管分となります。次に同ページの9節旅費の普通旅費222万7,980円のうち、1万9,640円が消防関係の旅費でございます。費用弁償31万1,530円のうち5,000円が国民保護会議時の費用弁償で、地域安全課所管分となります。次に54、55ページをお開きください。19節負担金、補助及び交付金で、上から2行目の自衛隊父兄会補助金の2万円と、その下8行目の九州北部小型船安全協会は、プレジャーボートを中心とした関係者でつくられた民間組織で、海上保安庁と連携し安全指導やパトロールを実施する団体でございます。その会費3万円でございます。その下の西彼杵防衛協会会費の2万円が、それぞれ地域安全課所管分となります。次に60、61ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費7目交通安全対策費でございますが、前年度と比較しまして659万4,648円の減額となっております。大きな変動部分を申し上げますと、11節の需用費で239万5,799円の減額と、委託料の409万1,580円の減額が主な要因でございますが、特に委託料は26年度で防犯灯の球替えと一斉点検を3年に1回、取り替える時期にあたりましたが、27年度は実施しておりません。主な内容としまして、1節報酬の交通安全対策協議会委員報酬は、会議を2回開催し、延べ23名の出席をいただいております。また、交通指導員報酬としまして前期29名、後期26名分を支出しております。次に11節需用費の電気使用料は、防犯灯、街路灯の電気代で、防犯灯は3,633基設置しております。また、修繕料は防犯灯243件とカーブミラー15件の修理や取り替えの分でございます。15節工事請負費のカーブミラー設置工事は21基で新設と防犯灯新設改良工事は43カ所となっております。また、交通安全対策工事は平成27年度からの事業で、停止指導線を2カ所設置いたしました。次に64、65ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費8目企画費19節負担金、補助及び交付金の上から2行目の大学による地域活性化事業補助金の7,504円は、シーボルト大学のシーボへの補助金でございます。これは地域安全課所管分となっております。次に66、67ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費10目地域振興費ですが、前年度と比較しまして、総額で65万1,919円の減額となっております。主なものは11節需用費の15万529円の減額や、19節負担金、補助及び交付金の43万1,600円の減額が主な要因でございます。主な内容としまして、8節報償費の自治会長報償費は均等割が11万円で世帯割が650円×10月1日の世帯数の合計が算定基礎となっております。平成27年度10月1日の世帯数は1万2,087世帯です。また、19節負担金、補助及び交付金の自治会振興補助金は均等割が5万円で、世帯割が1,500円に10月1日の世帯数の合計が算定基礎となります。平成27年の10月1日の世帯数は、先ほど説明しました1万2,087世帯となっております。地域振興補助金は、5地区のコミュニティへ各90万円の補助金となっております。また、コミュニティ助成事業補助金は、上長与地区コミュニティへの宝くじ助成事業による備品購入の補助金となっております。次に同ページの11目長与町ふれあいセンター管理費でございますが、前年度と

比較しまして総額で47万3,371円の減額となっております。主なものは、11節の需用費が8万2,040円の減額、13節の委託料が6万7,515円の減額、14節の使用料及び手数料が25万7,341円の減額、18節の備品購入が6万8,148円の減額となっております。主な内容としまして、1節報酬の館長報酬は月額20万円の1人配置をしております。7節賃金のパート賃金は、事務員の2名交代制でございます。11節需用費の修繕料は、本館屋上雨漏り修繕や体育館水銀灯修理等となっております。次に68から71ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費12目長与南交流センター管理費ですが、前年度と比較しまして総額で4万1,896円の増額ですが、大きな変動はございません。主な内容としまして、1節の報償の館長報酬は月額20万円の1名配置でございます。7節賃金のパート賃金は事務員の2名交代制でございます。11節需用費の修繕料は網戸張替修理となっております。また、18節備品購入費は、掃除機1万7,604円と卓球台19万3,860円となっております。次に、ページ飛びまして132ページ、133ページをお開きください。7款商工費1項商工費1目商工振興費の中で、8節報償費の消費者モニター謝礼9万円と消費生活相談員謝礼9,000円が地域安全課所管分となります。消費生活モニターさんへの謝礼としまして9,000円分の長与町共通商品券を10人の方に報償費として支出しております。また、消費生活地域相談員さんへ謝礼としまして9,000円の長与町共通商品券を1人の方に報償費として支出しております。また、9節旅費の中で、普通旅費3万6,800円のうち、5,130円と研修旅費9万3,060円及び費用弁償の8万1,000円が消費生活相談員研修会等の旅費で地域安全課所管分となります。また、11節需用費の中で消耗品2万2,406円のうち、5,700円が研修会テキスト代となり、地域安全課所管分となります。また、12節役務費の郵便料2,600円が地域安全課所管分でございます。次に146から149ページをお開きください。9款消防費1項消防費1目非常備消防費ですが、前年度と比較しまして総額で1,068万6,783円の減額となっております。主なものは8節の18万5,000円の減額と11節の需用費の129万4,736円の減額と18節備品購入費の156万6,720円の減額、19節の負担金、補助金の751万6,428円の減額が主な要因となっております。主な内容としまして、1節報酬の消防団員報酬は本部分団を除く272名分の消防団員の報酬となります。9節旅費の費用弁償337万5,370円は消防団員の研修費及び延べ586名の出動手当となっております。11節需用費の消耗品205万4,351円のうち、93万8,790円が耐切創性手袋代となっております。18節備品購入費の一般備品購入費は透明アクリルケース代となっております。19節負担金、補助及び交付金の退職報償負担金は、退職奨励金のため消防基金への負担金で1万9,500円×290名分となっております。また広域消防負担金は、長崎市消防局管内の11名分と長崎北消防署40名分と本部経費等を合わせた金額に対しまして、主に基準財政需要額で案分した分を負担金としております。また、分団運営補助金は、基本額に人員割600円を加え

た金額となっております。また、浜田出張所経費分担金は、浜田出張所維持管理費と公債費を合わせた金額となっております。次に148、151ページをお開きください。

9款消防費1項消防費2目消防施設費ですが、前年度と比較しまして総額で1億4,683万263円の増額となっております。主なものとしまして、13節委託料の597万3,245円の増額と15節の1億1,276万3,136円の増額と17節の公有財産購入費3,496万2,299円の増額及び18節の備品購入費757万444円の減額が主な要因となっております。主な内容としまして、13節委託料の防災行政無線デジタル化整備工事施工監理業務委託料は、全体額1,566万円のうち平成27年度分としまして430万4,645円となっております。また、15節工事請負費の消防格納庫建設工事費は、木造2階建てで、延べ床面積が139.12平米、敷地面積が424.26平米の消防第6分団の消防格納庫の新築工事費となっております。また、防災行政無線デジタル化整備工事費は、全体額4億4,820万円のうち、平成27年度分としまして1億555万7,864円となっております。内容としまして親局工事一式・再送信局機器製作が3基、子局機器製作が14基、子局を60基から64基に増設しております。17節公有財産購入費は、消防第6分団の消防格納庫建設用地として、西彼中央土地開発公社から424.26平米を購入しております。19節負担金、補助及び交付金の長与町水道事業会計負担金は、消火栓維持管理費負担金としまして5,000円×354基分となっております。次に150ページ、151ページをお開きください。

9款消防費1項消防費3目水防費でございます。前年度と比較しまして総額で77万8,336円の減額となっております。主な内容としましては、3節時間外手当等の70万7,729円の減額が主な要因となっております。その内容は、警戒本部を11回設置し、職員動員延べ数が52名分の時間外勤務手当となっております。次に150、153ページをお開きください。

9款消防費1項消防費4目防災対策費ですが、前年度と比較しまして総額で26万5,695円の増額となっております。主な内容としまして、11節需用費の129万3,408円の減額と、13節委託料の75万460円の増額、18節備品購入の84万996円の増額が主な要因でございます。その内容は、13節委託料の自主防災消火器設置委託料は85カ所に消火器及び消火器収納箱を設置しております。18節備品購入費は、ガルバリウム金属サイディングの防火倉庫をコミュニティ助成金により1基購入しております。次に、財産に関する調書の193から194ページをお開きください。(チ)防災基金と(カ)ふるさとづくり基金が地域安全課所管分となっております。最後に、長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書の13ページから15ページに地域安全課所管分を掲載させていただいております。ご参照くださいますようお願いを申し上げます。以上が平成27年度におきます地域安全課所管分の内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

かなりのボリュームになっておりますけれども、今説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず歳入の部で20、21ページ、ここではありませんか。安部委員。

○委員（安部都委員）

ふれあいセンターと南交流センターの使用料ということで、年間どのくらいの団体、個人団体が使用されたのかと、空調系と別にしたらいくらになるのか。

○委員長（喜々津英世委員）

朝居係長。

○係長（朝居健太郎君）

お答えいたします。ふれあいセンターの年間の使用者の団体の数ですが、件数としまして895件利用をさせていただいております。南交流センターにおかれましては696件の使用実績がございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。安部委員。いいですか。もう一度。

○委員（安部都委員）

空調機のこれ入った値段ですか。空調使用料も入った値段でしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

質問の意味わかりましたか。分かったら答弁お願いします。朝居係長。

○係長（朝居健太郎君）

質問にお答えいたします。使用料につきましては、空調機の使用料も含まれた金額となっております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。安部委員。

○委員（安部都委員）

そしたら、空調機は幾らで使用料幾らというのは別々で積算されていないんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

まず、ふれあいセンターの冷暖房費でございますけども、冷暖房費につきましてはふれあいセンターの分は41万5,290円となっております。それから、南交流センターの冷暖房費の合計が41万3,900円となっております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません、大体町内の方が多と思うんですけども、町外も使用されてる方もたくさんいらっしゃるのでは。そのあたりの、分かれたら教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

ふれあいセンターにおけます町外者の方の使用件数でございますけども、年間に633、続きまして、南交流センターの町外者の使用件数でございますけど、356件でございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。はい他にありませんか。次に行きます。28、29、13款3項1目関係ですね。次、30、31、安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

先ほどちょっと私途中で声上げたのですが、石油貯蔵施設立地対策補助金についてはですね、これは先ほどは消防のホースの何とかに対する補助金というふうな説明があったのですが、それは最初からそういうふうな補助金で来るんですかね、それともそれ使い道がそうでしたよっていうことで、基本この金額が向こうから来るっていうわけじゃないんですかね、どうなんですかね、ちょっと、そこのとこの説明をお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。石油交付金の使途については、消防関係の施設に使用できるようになっておりますが、当初からホース乾燥塔に使うということで決まってるわけではございません。石油交付金の一部を昨年度に関してはホース乾燥塔に一部充当したということになっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。次、32、33、14款2項5目同じく8目、14款3項1目。安部委員。

○委員（安部都委員）

長崎県消費者行政活性化なんですけど、旅費としてどちらに行かれたのか、何名行かれたのか。教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

お答えいたします。こちらの方は長崎市とそれから国の国民生活センターですね、相模原市にあるんですけども、そちらの方に1月と2月に1名ずつ行っております。それ以外は長崎市の長崎県消費生活センターである研修等の旅費になっております。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。32、33ページでありますか。次に行きます。34ページから実質、36、37ページ、ここで何かありましたらどうぞ。いいですか。それ

から、次のページ16款1項6目関係が38、39ページまであります。寄附金ですね。いいですか。次に40、41ページ、これもふるさとづくり基金繰入金、それから防災基金繰入金があります。次、雑入で45ページ、いいですか。次に46、47ページのこれも雑入関係とそれから町債の消防債。安部委員。

○委員（安部都委員）

ちょっと分からないのでちょっとお聞きしますが、45ページの太陽光発電余剰電力の売払収入の南交流センター、これはどちらで売られたのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

朝居係長。

○係長（朝居健太郎君）

南交流センターの売払収入は、九州電力に販売をしております。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

47ページの消防団員の安全装備品整備等助成金についてお伺いしたいんですが、確か国あたりからの指示か何かで、この消防団員のいろんな備品といいますか、装備について充実をさせるような、何か指針か何か出てたと思うんですよ。以前は、革靴ですね、半長靴というんですかね、そして今回、27年度手袋ということですが、全体的にどのくらいの装備をなささいというようなことに対して現段階ではまだ、全てこれでもう充実してしまったのか、それともまた計画的に来年、次から次にまだいろいろと必要なものがあるのかどうか、このあたりもう少し詳しくご説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

平成26年の2月7日に、消防庁が消防団の装備の基準の改正を行いました。それまでに消防活動中に消防団員の事故が、怪我が非常に多いということで、基準が改定をされまして、例えば消防団の安全靴であるとか手袋、こういった消防団の身を守るようなものを、全員に支給しなさいよということが基準改正で義務づけられております。消防団員全員に配備するものとしたしましては、安全靴、救命胴衣、防じん眼鏡、防じんマスク、あと耐切創性手袋、こういったものが全消防団員に配備するよということ、消防庁の方からは指示がっております。それ以外にも、チェーンソーであるとかトランシーバーであるとか、無線機であるとか、そういったものが消防団の規模によって配備していきなさいよというのが細かく定められております。平成26年に安全靴の配備を全員に行いまして、昨年度は手袋の配備を全員に行っております。今年度は雨衣ですね、各消防団員に全員分ではないんですけども、各分団5着ずつ配備するように計画をしております。今後も、この基準を満たすように計画的に配備をしていく予定で考えて

おります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。歳出に行きます。50、51ページで、いいですか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

危機管理専門員報酬の件でお伺いをしたいと思うんですが、以前、危機管理専門員をされてた方が、もう年齢のこともあるのか知りませんが、辞退と言いますかね、退職を希望なさって、その後何とかやはり続けてほしいということで町の要請でお受けされていますが、今回27年度ですか、今後に向けてまたその方が引き続き、この任にあたっていただけるのか、このあたりの状況はいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

今現在ですね、ちょっと固有名詞を出していいか分かりませんが、笹野さんという方に今、危機管理専門員として嘱託ということで入っていただいております。今2年目でございますけれども、今後かなりですねやっぱり町内外においても、やっぱりちょっとした相談事とかなんかもありますし、今後の危機管理においてはですね、重要な任務を担っていただいております。ご本人さんのご意志があれば、今後もということで考えておりますけど、またこれもまたいろいろとまだ1年更新になりますので、その年度ごとにいろいろと協議をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今のですね、危機管理の専門委員のことなんですけどね。我々こう、全く表面上は見えないわけですね。どういう仕事をどういう形でしておられるのかね。或いはその相談とありますけれども、その相談の部屋がね、例えば専用にあるのかないのかも分かりませんけれどもね、非常に町民の皆さん方は全くと言っていい程よく分からないんじゃないかなと、存在が。私自身もよく分かりません。何をどうされておるのか。各館長なんかは200万なんですけども、この人は300万ですね、昨年から300万になっておるんじゃないかと思うんですけども、日頃のですね、活動はこの記録か何かあるだろうというふうに思うんですけどね。その人の状況を教えていただきたいなど。どういう業務を行っておられるのか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

主にはですね、要綱等にも載せているんですけども、特にあの行政に対する暴力及び不当要求行為に対応をするということと、また行政に対する暴力及び不当要求行為に対

する職員への指導、助言というのを主にやっていただいております。この前も職員全員を対象に、行政暴力に対する指導研修というのをさせていただいております。また、その他のですね、いろんな関係機関との連絡調整、また警察機関との連絡調整等もやっていただいております。また、消費生活相談のですね、窓口での相談ということもやっていただいております。実はいろんな電話でのご相談とかなんかもそういう形で対応していただいております。特に相談件数でございますけれども、平成27年度で81件ございまして、今、平成28年の9月現在でございますけれども、49件のそういう住民の方からの相談に対応していただいております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この行政に対する暴力関係ですね、これが発端で、いろいろ従来は職員で対応してきたようにすけれども、これやっぱり専門的に入れなきゃいけないだろうということから、専門委員という危機管理のね、他市町もそうなんですね。こういう形になってきたというふうに思うんですが、どうもその、何をどうしておられるのか全く見えないという現実もございましてね。3点あるんだということなんすけれども、その行政に対するその暴力関係の対応、これが何件ぐらいあったんでしょうか。27年度は。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

行政に対する暴力のことですけれども、件数的には発生はしておりません。あっておりませんけれども、ただ、今後ですね、そういう指導をしながら、そういう不当要求等に対処できる体制作りを日頃から研修なりをしながらですね、対応させていただきたいと思っております。また、これは件数までには上がらないんですけれども、件数に上がるというのはちょっと表現があれなんですけど、例えばちょっとした窓口でのトラブルとか、例えば大声を出されたりとか、机を叩かれたりとかいろんなことがございます。そういう時にも、その方に現場と一緒に立ち会っていただきまして、場合によっては刑事事件等に発生する以前に、発生しないような形での指導、助言等もしていただいております。要するに職員とのトラブル等を未然に防ぐというようなことを一つの目的としまして、日頃研修指導等をしていただいております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そしたらその今言われました暴言等のことにも対応しておると。暴力そのものじゃなくしていろいろその暴言等があると。そういうものにも対応しておられるということなんですけど、それは何件ぐらいあったんですか。それとですね。これは職員の指導という

のはもう1つありましたね。これは1回ということなんですが平成27年度は1回で終わった。あるいは今後ね、1回でいいのか2回でいいのか、そのあたりは十分こう検討されていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、もう最後3点目になりますのでね、最後になりますけど、どうもその聞くところ、その1点目の行政に対する行政暴力ですよね。暴力の対応と、これはないということですので、これはもうその業務はなかったということに繋がります。今、例えたその暴力、暴言ですね、そういうものが何件があったのかというのを先ほど尋ねましたが、最後に、今の説明を2回聞きましたけども、今の現実からいけば、消費生活の相談員のような業務に終始しておるんじゃないか、80何件もですね、これは職員が対応しておりましたよね。地域政策課の職員が対応を以前はしておりました。ところが、この職員がせずに、危機管理専門員が81件、今年には既に49件あっている。そうすると消費生活の相談員のような役割を担っておられて、本来のものはほとんどないわけですから、してないということに繋がるわけですね。その点、それでいいんですかね。81件というのは、職員も含めてですね、危機管理専門員も含めてしておられるんじゃないかなという感じをするんですが、先ほどの表現ではですね、危機管理専門員が消費者生活の相談をしておるというように聞こえてまいりますのでね、ちょっとそれは違うでしょうという感じもするんですよね。改めて説明を分かるように、住民が分かるように説明してください。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

岩永議員さんのご質問にお答えさせていただきます。そうですね、最初のその81件というのは、先ほどちょっと申しました28年4月1日から機構改革が変わりましたので、それまでは職員も一緒に対応させていただいております。これは訂正させていただきます。また今回ですね、その相談の中にも、いろんなそういうちょっとトラブルの内容も、今多岐にわたっておりますので、複数体制で対応させていただくということでございます。それから、まずその行政暴力の件なんですけども、確かにどのくらい件数があるかということで、暴言を吐くというのでございますけど、実はそれは、ちょっと件数までは、ちょっと今手元に資料はございません。ただ、例えば各課から職員がこういう今窓口での事案があつてるとかそういう電話があるとすぐ対応、駆けつけてですね、同席をしながら、また同席かまたはちょっと離れた場所でそれを聞き、という形で、今後の対応も含めて、どうなのかということもさせていただいております。また、場合によってはですね、相手さんの方の感情が高まって暴力等に陥らないように、そういうようなところも対応しながら、職員の安全性とそういうトラブル等を未然に防ぐというのを主体に、活動してもらっておりますので。勿論なかなか表にと言うのが、逆に出にくいところでございます、大変周知の方、難しいところでございますけども、ただそういうような形をしていただくことによって我々職員も日頃の窓口業務に安心して業務に携わ

ることができるということも1つになっておりますので、そういうのもご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく危機管理専門員報酬のところでお伺いをしたいんですけれども、以前、やっぱり黒い大きなバスが庁舎の周りを回っている時期があった時に、こういう行政対象暴力に対してどういうふうな対応をするべきかということを私なりにいろいろ調べてみたんですが、もう皆さんも専門家なのでご承知のとおり、必ず個人で対応せずに組織として対応しなければならないというふうになっております。この危機管理専門員さん、私が心配なのはこの危機管理専門員さんが、恐らく警察のOBの方か知りませんが、かなり専門知識も持っておられるということで、この方に任せっきりになって、この方が個人で、この件はもういいとか、この件はだめだとかいろいろですね、もう個人で判断をされてしまうような体制になると非常によくはないと思うんですよね。ですから、些細なことでもきちっと報告書なりを書いて、係長と課長、部長、それから町長とずっといろんなことがね、きちっと上がっていくように、小さな些細な事がだんだん発展する可能性もありますから、そういう対応が必要じゃないかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

まさしく堤議員のおっしゃるとおりでございます。私達も、内部ではそういう機構の中で組織の連携を図るということで、先ほども申し上げましたけども、研修会等も開きながら、常に複数体制それから連絡体制をとるような形で今、体制をとってるところでございます。ただ幸いなことに今のところは、本町にもちょっとそういう事案がございませんので、でございますからこれもまた、いつ、またどういふふうになるか分かりませんので、常日頃からそういう体制をとりながら対処していきたいと思っております。ありがとうございます。よろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。金子委員。

○委員（金子恵委員）

すいません、また同じくこの危機管理専門員のところなんですけど、この方を補佐するのが職員なのか、職員を補佐するのがその専門員の方なのか、ちょっとそこら辺はよく分からないんですけど、これに関するそのいろんな資格がいるかと思うんですけど、あるかと思うんですけど、この特別な資格を持っている職員というのが220名のうち1名しかいないということで、ちょっと以前話を聞いたことがあるんですが、特別な資

格ですね、その消費者相談、生活相談に関することなのかその暴対に対する資格なのか、そこまでちょっと詳しく分からないんですけど、そういうふうな資格を持った方が今度の機構改革でこの地域安全課から外れて他の所管に行かれたということで、職員全体で、こういうことに関するその資格というか研修をもっとこう充実させていくっていうのも1つ必要なのかなと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

確かにですね、今回の機構改革でその資格を持った職員が、商工の方で、はっきり言えますけど異動しております。その資格というのが、これは町の方がこういったものを取りなさいって勧めた資格じゃなくて、本人が勉強熱心で、そういった資格を取ってやっていたということでございます。この消費生活相談も、以前はもう町はもうほんと素人ですから、県のセンターの方に全部回してたんですけど、それをどうしてもやっぱり身近でやるのが1番ということで、職員も勉強してやっております。その件で、やっぱり専門的な知識というのが危機管理専門員ですね、やっぱり警察の方でずっとこうやっておられた方ですので、今中心になってやってもらっております。どうしてもその職員にそういった資格が欲しい、いるかという、今のところはっきり言ってその資格というのは特に必要はないと思います。住民の方が相談に来られて、納得していただいて、あともうその上の組織もありますし、町の段階で、全部処理するというのも、複雑なものになったら無理でしょうから、資格というまでは今のところ考えておりません。それからその危機管理専門員でございますけど、行政対象暴力が減ったというのは、その方の存在があるというのもやっぱりその1つだと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

国民保護協議会の委員なんですけれども、これはどういった方が就任されてるのかというのと、それから24人中5人の出席だというので、何故そういう少ない、出席がそんなに少なかったのかというのと、そこら辺を教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。国民保護協議会の委員は24名いらっしゃいまして、町関係者が10名、部課長とか町長ですね、あと外部有識者が14名、合計24名となっております。そして委員報酬を支払ったのが5名ということになっておりまして、その他、県とかですね、充て職で来られてる方に関しては報酬は支払いをしておりませんで、自治会長さんとかですね、消防団長さんとかそういった方に報酬を5名お支払いをしていると

ころであります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次行きます。52、53、前ページからの52、53ですね。次54、55、いいですか。次に行きます。60、61、7目の交通安全対策関係ですね。いいですか。じゃ次、64、65、1番上段の部分ですね。いいですか。次に66、67、11目ふれあいセンター管理費。中村委員。

○委員（中村美穂委員）

10目の地域振興費のところでお伺いをしたいと思うんですが、自治会長報償費というのがあります。それぞれ自治会に会長がいるわけですけども、当初の自治会長会議で町長からですね、委嘱をされてなっているというところで、1年間の町に対する業務に対しての自治会長への報償ということは私も分かっておりますが、何ていいでしょうか、自治会長になっていただいているというだけで、例えばもうちょっと町がお願いすることに逆行しているというような精査はなく、今恐らく自治会長になっていただく方も少ないと思いますので、なかなか町の方が、そういったことは難しいかと思うんですけども、その報償費を支払うに当たって、やはり町から委嘱されて仕事を引き受けるということが前提で、1年間の報償費が支払われると思うんですが、なっていたというところで、何もその精査をせずに、当然支払いが今行われてるのかどうかお伺いします。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

お答えいたします。まず、ご質問の内容がちょっと少し厳しいところがございます、町で各自治会から推薦をいただいた自治会長さんに対する評価っていうか、そういうふうな形にちょっととらせていただいたんですけども、まずそういうことはまず考えておりませんし、まずはその自治会を代表して出てきていただいておりますので、またそれなりのいろんな活動とか、そういうことをしていただいておりますので、というふうに私たちは理解をしておりますので、それに対しての報酬という形で支出をさせていただきたいと、今後も考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私もしておりますのでなかなか聞きにくいところで聞いているんですけども、委嘱状を頂いて、本町の事務を委嘱しますということで、いろいろ項目が書いていかれて、ほとんど、9割5分というか、ほとんどの方が何かすごくいろんな住民の困り事とかいろいろご苦労されていると思いますので、それに対する対価というのはあっているのかどうかわからないですけども、やはり私は今後ですね、あまりにも町の行政、町がお

願っている、例えば地域安全課に言うのはあれですけど、資源回収とか、いろんな行事に対する協力依頼とかあると思うんですけども、あまりにも逆行しているようなことをされるのであれば、少し考える余地があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

ちょっと今の質問ですね、その逆行してるというところがちょっと掴めないんですけど。自治会長さん、確かに大変な仕事をしていただいているものですから、この報償というのが、ありがとうございますという意味の報償でございます、例えば報酬で組んでたらもう仕事のようになってしまいますけど、そうですね、私はもう、自治会長さんにはもう頭が下がって、もうお願いします、ありがとうございますしかちょっと言えないんですけど。ちょっと質問の意味が私が理解できなかったものから、申しわけないです。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

はい、休憩を閉じて、再開をします。委員長として1つお尋ねをしておきます。今、中村委員がこの自治会の委嘱状というのが今手元に持っておられたんですが、この中で、次に掲げる本町の事務を委嘱します、という中で、2番目に各種調査及び収集に関することというこの収集というのは、その資源とか資源化物の回収とか収集、そういったものも含めるかどうか。ここだけお尋ねをします。はい。山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

文言の表現という形になるんですけども、そこはですね、例えば住民の声を収集するとかですね、周りのお話を聞くとかですね、そういうふうに私たちは理解しております。個別の収集というのを資源回収、例えば資源回収ということで今お話されましたけども、そういうことではないと思います。それも含めるかどうかもちょうと今後、内容については精査させていただきます。またあと保環連という、また別団体もございますので、そういう関連からも、そういうところも連携等図りながら検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、分かりました。他にありませんか。安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

自治会振興補助金に関連しまして、自治会加入率の件をちょっとお尋ねしたいと思いますが、まず7年度末加入率を6年度と比較していただいたら助かるんですけども、お示してください。

○委員長（喜々津英世委員）

朝居係長。

○係長（朝居健太郎君）

お答えいたします。平成27年度末現在の自治会の加入率ですが、71.5%となっております。26年度と比べまして、マイナス0.9%の減少となっております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

これは年々多分減ってきているんですよね、加入率に関しては。いろいろ手を打ってきてはいるんですが、自治会長さんもいらっしゃるし、自治会長会も手を打ってきています。それで総合計画の中でも上げていくというふうな計画を示しています。さてこう、どうでしょうかね。何かこう、広報をされてるのはよく分かってるんですよね。ただ広報だけでは実際入る方は増えない現状を見ると、広報だけではだめだっているのがあると思うんですけれども、今後の手っていうのは、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

先ほどのご質問にお答えさせていただきます。まず、自治会加入率の減というのは先ほど数字をお示しした内容でございますけれども、ただ、本来ですね、例えば、住民課の、今住民環境課が窓口になっておりますので、そういう転入の時にちょっと説明をさせていただいたりとか、あと広報とかそういうのをやっております。あとですね、開発が町、幾つかあるんですけども、そういう時にも自治会加入にも入っていただくことを集合住宅等でございますけれども、1つの要件という形でのお願いをさせていただいております。また、今後はですね、また、いろんな会合とか何とかにおいても積極的に、自治会加入を進めていきたいと思っておりますし、私自身も今自治会の監査という役をさせていただいておりますけれども、もちろん、それぞれ自治会の中で、いろんな方々がどう加入を進めるかということでもお話をさせていただいておりますので、そういうのを活用しながら、今後もですね、加入率の促進に頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

いわゆる広報でこれだけに止めてるという考え方もあるんですよね、低下をただ広報だけでうっていくとなると、総合計画の目標っていうのは達成できないと思うんですよ。1つですね、今課長もおっしゃったんですけど、役場の職員の方もかなり自治会の中で活躍されているのは重々知ってるんですが、役場職員の自治会加入調査とか行ったことございますか。当然長崎市に、時津、近隣市町村にお住まいの方もいらっしゃると思

ますが、あくまでこれは任意で答えになると思うんですけども、そういった調査、実際に行ったことは、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

具体的に調査は行ってはおりません。ただ、役場職員同士でございますので、お互いにそれぞれのいろんな自治会活動とか行事とかを話し合ったりとか、そういうことはしております。ただ、今後ですねいろんなことを、考えながらですね、職員の自治会へのいろんな関わりというのも検討していきたいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっと厳しいことを申し上げるんですけども、当然、今のようなおっしゃり方はされるんですけども、実際に私が聞いたところによると、役場職員でも入ってない方いらっしゃるんですよ、町内で。これはもう事実だと思います。他市町にお住まいの方でも入ってない方、当然近隣市町、時津町ですよ、お聞きします。耳にするんですよ、実際に。そういった方をまず、町民に入ってくださいって言うんで、あくまでも自治会は任意団体ですけども、やっぱり行政がそうやって主導で旗を振ってこれから活動していこうとなると、やはり、地元というか、足元の職員が、やはりそういったことで、やっぱりそういった1人でもいるとそういったことで不信感、こういった噂って早いんですよ。ですので、そういったところをちょっと改善というかですね、調査を、これはあくまでも任意回答だと思いますし、参加もあくまでも任意だと思うんですけども、やはりそういった声掛けが入ってると思いますではなくて、やっぱり自治会に入りましょうと職員の方にも向けて、声を発してほしいというのは1つ。それと、役場が選任する各種委員さんがいらっしゃいますけども、この中にもかなりの方が入っていらっしゃらない。私実際に名簿を目にして、自分の自治会の方でも入ってないんですよ。そういう方もいらっしゃいます。他にも私よく聞きます。行政のいろんなところではよかことば言ってるけど、自分の地元の自治会にも入ってないもんねって実際自治会長さんからお聞きするんですよ。個人名は伏せときますが。やっぱりそういったこともこうですね、考慮した上での選考っていうんですかね、ここまでしか申し上げませんが、その点についてちょっと今後のお考えをお聞きしたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

自治会加入に関しましては先ほどからお話が出てますように、任意団体でございますので、その強制と申しますか、それはちょっとなかなか難しいかなとは考えております。

ただ、私たち、これ自分の意見で申しわけないですけど、私が自治会と一緒にあって地域を盛り上げるということは私たち行政をする側にとっても、大変いろいろな情報収集とか、いろいろな関わり合いとか繋がりとかが持てますので、これ私はプラス思考で考えております。ただ、職員の中で、やっぱり、これはもうこれをどうのこうのということはまず言えないと思います。これはあくまでも、先ほど出てますように任意でございます。あとはですね、ただいろんな中で、職員も例えば行政の活動の中では多分自治会の方と色々な関わりを持っていらっしゃるのではないかなと考えております。それを自治会加入とする、そこまではいけないところもありますし、それはもう職員の勤務体系とか、お住まいの状況とかでも変わってきますので、ここで一概にはどうのこうのとちよっと難しいかなというふうに考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次に行きます。68、69、いいですか。71ページまでですね。次、132、133、7款1項1目の中でも地域安全課の所管分が入ってございました。いいですか。それでは146の1番末尾から149ページまで、消防関係です。堤委員。

○委員（堤理志委員）

すいません、133ページになってしまうんですが、消費生活モニターさんのこの謝礼についてです、例えばこの中で、全てじゃなくても特徴的など言いますか、幾らかかいつまんで、どういうことがなされて、どういう結果、反映されたのかですね、このあたりをいくつかお示しをいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

消費生活モニターとして、10名の方に平成27年度はご依頼をしているんですけれども、その中でやはり一番多いのがスーパーとか商品の内容とか陳列の仕方で、消費期限が迫ったものがあるとか、あとその原産国が分かりにくいとか、そういった自分が買物に行かれた時にそういった気付きの点をちょっと上げていただいております。先ほど言ったように10名の方で、27年で28件のそういったご報告を頂いております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

28件の報告といいですかね、していただいて、大変有難いなと思うんですが、因みに1件も報告がないというような方もいらっしゃるのかどうか、このあたりはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

お答えいたします。10名の方がいらっしゃるんですけど、1名だけですね、去年は報告を頂いてない方がいらっしゃいましたので、もう今年度も結構上がってきてるんですけども、そこら辺もちょっとチェックしながら臨んでいきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

消費生活地域相談員謝礼のなんですけども、この相談員の方、何件ぐらいあったのか、年間ですね、そしてどういった内容が、相談がされたのか、そこを教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

消費生活相談員という方はですね、先ほど言った消費生活モニターの方が10名いらっしゃるんですけども、その方達に助言や指導をされる方になりまして、特にこの方からのご報告というのはいたできておりませんで、モニターの方から相談とか報告があった場合に、うちがその方に相談をしたりとか、する時の指導員的な立場の方になります。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。安部委員。

○委員（安部都委員）

そうすると、例えば認知症の高齢者の方が、今詐欺事件とかいろいろあって騙されたりしますよね。そういった方達の相談に、このモニターさん達がするというわけじゃないわけですか。

○委員長（喜々津英世委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

そうですね、この消費生活モニターの方に関してはですね、先ほど言ったように、特に商品とかそういった、苦情になりますので、特殊詐欺とか、高齢者の方の認知の方とかは消費生活相談とかでお受けをして、先ほど言った消費生活相談員が去年専門で1名おりましたので、まず、その職員を中心に去年もやってきましたし今年もやっておりますけれども、その中で詐欺が疑われるもの、また被害の発生が予想されるものにつきましてはですね、県の消費生活センターに相談したり、場合によっては時津警察署への相談を助言したりということをしておりますので、この方は全くそちらの方には関係ない方でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

はい。他にありませんか。148、149、消防関係ですね。150、151。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

151ページですね、行政無線デジタル化の工事についてですけども、電柱の設置については今年が主にされていることかなと思うんですけども、これは去年の決算ですので、関係あるかどうかわかりませんが、かなりこう、場所については、問題がいろいろ出ているように感じますけども、そういう状況をちょっと教えていただければ。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

はい、お答えいたします。27年度の工事といたしましては、委員さんがおっしゃったように柱の建柱は行っておりません、親局ですね、無線室の機械の入れ替えを27年度の事業としては行っております。そして、今年度、柱を建てるという工事を8月いっぱい大体完了しております、新しいもので建ててないものがまだ1本ございますが、概ね8月で新しいものに関しては工事が終わっております。そして、9月1日から、もう実際に運用しております、運用を始めたところ、音が小さいとかいう苦情が多々出ておまして、今、スピーカーの向きの調整とか音量の調整を行っているところであります。そして場所を決めるにあたりまして、昨年度からですね、自治会長さんと相談をさせてもらいながら、地権者交渉を進めてきたところでもありますけども、実際に工事に入ろうとした時に、やっぱりここはやめてくれとかいう声が結構いろんな方から出てきて、そこでまた自治会長さんと相談をして場所を再度考えるというようなことをやっております、かなり自治会長の皆さんにはですね、御尽力いただいたんですけども、皆さんが100%納得する場所ってというのは、この柱に関してはないんですね。はっきり申し上げまして、ですので、極力問題のない場所を自治会と一緒に進め考えながら決めていったという状況でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。153ページまで。9款1項4目まで、何かありましたらどうぞ。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

自主防災組織運営補助金に関してお尋ねしますが、43の自主防災の組織があろうかと思えますけれども、この43の組織の中で、この補助金を元にきちんと活動されている団体というのは、幾つぐらいですか、ないところもあろうかと思うんですけど。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。自主防災組織の運営補助金に関しましては、大体世帯数に応じまして2万円から5万円の幅で交付をしているところであります。交付申請と実績報告を

上げていただくこととしておりました、実績報告の中に、防災訓練をしたとか、危険個所の見回りをしたとか、防災関係の会議をしたとか、そういったものを必ず添付をしていただくようにしておりますので、基本的には全ての自治会で活動はしていただいているものと認識しておりますが、ただこの補助金がもう自治会の経費の中に入り込んでしまってますので、この補助金だけで活動しているわけではございませんので、そこがちょっと見えにくいところでもありますけども、基本的には全ての自治会で、何らかの防災活動の経費として使用していただくようお願いをしているところでもあります。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

確かにその実績報告、その前にも頂く時も、予算請求をする時も、書いてお願いはしているんですけども、なかなか自主防災に関する活動っていうのが、その危険個所見守りとか何かに合わせてやった分を書き込むとか、そういうふうな類の予算請求みたいなものが多いような、自治会長さんと話をしててですね、多いような感じがして。多分これも数年前に書き出したはずなんですよね、その以前は何もなく、とにかくその世帯数で補助金が来るというような感じで。そういうところの何かこう最初からやるのではなくって、こういうことをしたので補助金として後からもらうって言うんですかね、そういうふうにされた方が自治会の方も本当はいいんじゃないかなというふうに、同じその自主防活動していて思ったりしたんですが、最初にやるのか、あとにやるのかというところで、そこら辺のちょっと考え方を教えていただきたいんですけど。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

委員さんがおっしゃるようにやる内容を決めてから、かかった分を補助金の申請をするというやり方も1つあるかと思います。ただ自治会の中で、どういった訓練を今年度やっていくとかいうのは、年度当初の段階では、なかなか決まってない状況でございまして、訓練の時期にもよるんですけども、2月3月ぐらいにするところもありますし、年度当初に町民一斉清掃その後に行うところもありますし、それでそういった訓練の時期っていうのも自治会によってまちまちでありますので、町といたしましては最初の年度当初に支給をして、年度末までに、ある程度使用していただくということでやっているとございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

その点は分かりました。次に連絡協議会の方に対する補助金のこの30万ですけども、多分多額のプールができていうか、補助金が余っている状況ではないかとい

うふうに思うんですね。ということは、ちょっと一般質問の中で触りましたけれども、町がお願いして立ち上げたこういうふうな協議会等に対する補助金ということへの考え方というのは、やっぱりある程度見直していくべきところに来てるのではないかなと思うんですね。補助金を全てきちんとした活動の中で、消化しているその成果があるというところに関しては出すべきものとは思いますが、それだけの補助金の溜りがあるというところに関しては申し上げましたけれども、やはりここ数年、何らかの形、補助金はストップするというようなことも必要ではなかろうかなと思うんですけども。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。委員さんおっしゃるようになりますね、自主防災連絡協議会の補助金に関しましては、連絡協議会自体が結構プールしている額が大きくありまして、27年度の繰越額で申しますと、88万6,860円ほど繰越金がございます。これに対してさらに補助金をやる必要があるのかという議論は当然出てくるだろうと思います。ですので町といたしましては町全体で、今補助金の見直してというのを進めているところでございますので、この自主防災連絡協議会に対する補助金に関しても、もう一度考え直す余地は当然あるだろうと考えております。自主防災の連絡協議会といたしまして、防災関係の研修というのを日帰りで行ける範囲でやってきたこともあるんですけども、地域安全課に今年度から来ておりますので、例えば、自治会長研修と一緒に防災関係の先進地の視察を行うとかいうことを行えば、一石二鳥と申しますか、補助金自体も見直す余地も出てくるのかなとも思いますので、その辺も含めて町全体の補助金の見直し作業も含めて考え直したいと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、それでは、一番末尾の基金の問題、それから主要な施策の成果、これもひっくめて総括的に何かありましたらどうぞ。いいですか。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この前のテレビを見ておりましたら地震が発生をしておりますね、長崎、時津云々ってというのが2回ぐらい出ましてね、長与も同じように地震があったらと、ちょっと私も気づかなかったんですけども、どうしてもその長崎と時津があれば、長与もあっているんじゃないかなというふうに想定をしたわけですね。ところが2回ともですね、長与という表示はでないんですよ。だからなかったのかなと思うんですが、逆によく2回もあつたもんだから、考えてみたら地震計がうちにはないのじゃないかなと。この消防庁の関係の流れていく、それで言わないのかなと。これは住民はおかしく変に思っておるだろうと。長崎があつて時津があるのに長与は何もない、ああいいことだな、しかしいよいよ安心できるんじゃないのというような話もね、すぐくるわけですね。そういうことでね、地震計があるのかな。ないんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはどう

ですかね。消防で聞いていいのかな。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

はい、お答えいたします。地震計に関しましては、役場のすぐ裏ですね、役場と小学校のグラウンドの間に地震計があります。役場と小学校の間の植え込みのところ、そこに地震計が埋まっております、そこの報告、記録は3階の無線室の方に記録計が設置されてまして、そこで震度何とかいう情報がすぐ出てくるようになっております。委員さんがおっしゃるのは、4月14日と16日の熊本の地震の時のことでしょうか。4月16日が長与で1番震度が大きかったのが震度3だったと記憶をしております、時津町がその時震度4でしたので、恐らく時津町が出て長与が出なかったのかなと思うんですけども、地震計を設置している場所にもよるのかなと思うんですけども、長与は割と硬い岩盤の上に設置されてます。時津町の場合は海べたでするので割と揺れやすい地に設置をされてます。ですので、若干の長与の方が震度はいつも少し弱いという状況になっております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

4月じゃないですよ、この前ですよ。この前2、3日前か1週間くらい前かね、に2回出ましてね、だから長与にはないのかな、そのくらいのものかなあと思って、私も気にしてなかったもんですからですね。ここにあるなんて、私もちょっと迂闊で知らなかったんですね。この前なんです。何か気づきありませんでしたか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

確かにですね、今説明させていただきましたけども、もちろんこの頃ちょっとそういう震度の報告があったということもございますけども、これはもう県下全域ですね、各市町村に震度計が配置されておまして、情報は全て県の方に集約されまして、そして各それぞれの放送関係、マスコミの方に流れるようになっていくというふうになっております。ただ震度計も確かに揺れということに関して、実はちょっと時津町、長与町と何で1度、この平成、今年の4月14日の話をしましたけども、1度違うのというふうなことをちょっとさっきもお互いの内部協議をしまして、少数第1位出すんですね。そしたら、たまたまですね、長与町がちょっと細かい数字なりますけど、3.3ぐらいで、時津が3.7だったんですね。ということでこれ四捨五入しまして、長与が震度3、時津が震度4というふうな、表現になったということで、かなりこう微細に震度計というのは報告はするんですけども、ただ外部へのそういうマスコミの報道に関して

はですね、もうあまり細かい数字ではなくて、危険とかそういうのお知らせする内容の時のですね、数値的な形になってるのかなと理解しております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そんなですね、震度3、4の問題じゃなくして、この前ですから、震度1か幾らかだったんです。これはテレビに、ばあっとこう出るか出ないかでね、住民がやっぱりビンビンビンととパーッと鳴ってね、それで出るわけですよ。何回も言いますように、長崎、時津って出れば、長与なかったんだなあと、いやおかしいねというようなね、そういうこの両面があってですね、結局は心配に住民はなっていくということなんで、私そのあったということで、安心をするんですが、その時はなかったと、震度がですね、そういうふうに今は理解せざるを得ないだろうと思うんです。これは幸いなことなんです。ところが、今ちょっと気づいたんですけどね、この震度計の測定の試験というのはね、これなかなか難しいだろうというふうに思うんです。この点検が何か1年に1回とか、その半年に1回とかね、そういうその点検等がやっぱり必要じゃないのかなと。してなくしてですね、飛ばないということもありうるかもしれませんのでね、この点はや望になるというふうに思いますけども、十分こう点検なりをしてみて、ああこれおかしかったなということがあれば、早急に整備をするということになっていくだろうと思いますので、十分そのあたりは、点検をしていただければいいんじゃないかというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

ちょっと待ってください。答弁を。いや、では私からお尋ねします。今、保守点検こういったものをちゃんとしてるのかということの趣旨のようでしたので、それについてはどうなんですか。山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。地震計の点検でございますが、県の防災無線のシステムとあわせて、県の方が年に1回点検をしているところでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

関連するので、質問させてください。先ほどの震度計もそうなんですが、この間の台風11号でしたか、その時に長与町はその地震が発生した時に、自主避難場所を開設しましたっていうのが携帯で流れてきたんですけども、テレビでは情報の中に長与町の名前なかったんですね、自主避難開設場所の自治体は、長与町の名前なかったんですね。他の長崎市とか時津はあったんですけど、何で長与町がないのかなと思って。あと、携帯なんかで来る人たちはわかりますけども、やはり情報をテレビで見られる方なんかは、

その建物書いてても分からないわけなんですよ。だからそのあたりはどういうふうにされてるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

はい、お答えいたします。県の防災無線のシステムがございまして、避難場を開設した時はそちらの方に入力をして、県の方が情報を吸い上げて、その情報をテレビが流すということになっておりまして、台風12号の時は、町としては自主避難のための避難場を5カ所開設しております。そういった情報を県の方に入力しておりますが、恐らくテレビに流れたのは、避難準備情報を開設したところの避難場所を恐らくテレビの方としては流していると思いますので、町としては、避難準備情報までは、台風の勢力的にそこまでなかったというのがありますので、避難準備情報を出しておりませんでしたので、恐らくテレビにはそれが流れなかったんだろうと思われまして。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

先ほどから同僚委員の方からその地震の問題でいろいろ質議が出されております。私もちょっと地震の問題についてですね、防災という観点から、お伺いしたいんですけども、熊本の地震があった時以降に、たしか朝日新聞社か何かだったと思うんですけども、ホームページ上で各都道府県の地域別の、揺れやすい、揺れにくいの情報が出ておりまして、長与町というのも調べたら出てきました。扇状地にあたる例えば齊藤とか嬉里は比較的揺れやすいっていうふうなデータといいますかね、そういうのが載っております。本川内とか、山間部の方になれば非常に揺れにくいということが載っていました。先ほどの話では、役場のところに震度計が設置されていて、比較的岩盤が固いところだということですけども、本来ならば、やはり1番心配なのは揺れやすいところほど災害の危険性があるので、そういったところの状況がどうなのかっていうのを把握する必要があるなというふうに思うんですよ。もちろん、国県あたりからこういったところに設置しなさいというような指針なりがあろうかとは思いますが、この間状況が変わってきたなと感じてるのは、九州が比較的地震が少ないと言われていたのに、鹿児島であれだけ大きな地震が発生をし、そしてその震源地もどんどん天草の方といいますか長崎の方に近づいてきたりとか、あるいは昨日も対馬で地震があって、それも何かかなり珍しい地震だったそうで、そういった点じゃ九州長崎どこで大きな地震が起こるのか、もう皆目わからないような時代になってきた中で、やはり、今後いろいろ防災についての協議をされる中で、震度計の設置をどういったところに、住民の安全を守るためにはどこに置くべきかっていうことを協議していく必要があるかと思うんですが、今後そういう、そのあたりについて検討する考えがないのかどうか、ここをお伺いした

いと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず、先ほどから地震の発生場所と
いいますか、震度計の設置場所ということでお話をいただいておりますけども、これに
つきましては各市町ですね、場所っていうのは、その時の選定の時に多分平均値とい
うと言葉が悪いんですけども、そういうのを基準としてですね、設置をされたというふう
に考えております。ただ、例えば言われたようにもっと揺れやすい場所がいいんじゃない
かということもございますけど、また逆にこれが別ですね、センサーとして作動し
てますから、これがまた逆の作動してしまうと逆の作動というのはちょっと表現悪いで
すけども、あまり何もないのにまた、簡単にそういう報告をしてしまうとなるとですね、
その度に地震警報とか、そういうふうなところに繋がっていきます。まずは、1番は私
たちがその地域の安全を守るということでの重要性は認識しておりますので、もちろん
そういうのを含めながら、ただ、過度にまたそういうことに対する、誤った情報という
表現悪いですけども、になってもいけませんので、今県が配置をします場所で今後も
審査、調査というのをさせていただければと思っております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

もう先ほど私が言いたいことは全て言いましたけども、1つだけ補足させてもらいま
すと、例えばこの間熊本地震に関連して長崎、長与でも揺れがあった時に、もう最近ラ
インで結構すぐいろいろな連絡はとれるんですけども、同じ長与町内に住んでる方でも
ですね、例えばサニータウンに住んでる方からは、すごく揺れたねっていう連絡がある。
ところが私の家では全く揺れないんですよ。ですから同じ長与町でもそれだけ差があ
るということを是非念頭においていただきたい。そういう中で今後防災のためにね、長
与町の特性なり地盤なりの状況というのも、やはり、踏まえた対策というのをお願いし
たいと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。質疑なしと認めます。これで地域安全課所管の審査を終わります。
ご苦労さまでした。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。場内の時計で、11時40分まで休憩します。

（休憩 11時25分～11時35分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩を閉じて、委員会を再開します。これから企画財政部財政課所管の審査を行います。議案の説明を求めます。田中課長。

○財政課長（田中一之君）

それでは平成27年度、長与町一般会計決算の財政課所管分につきまして、ご説明の方申し上げます。それでは、まず歳入の方から決算書の16ページ、17ページをお開きください。2款1項1目地方揮発油譲与税、決算額が3,040万1,000円になります。ほぼ前年並みの金額でございます。2款2項1目自動車重量譲与税、こちらの方が6,968万2,000円。こちらもほぼ前年並みの金額でございます。続きまして、3款と4款の利子割交付金、配当割交付金、利子割交付金、こちらが934万円、前年度比でマイナス185万ほど減っております。配当割交付金につきましても、決算額が2,584万3,000円で、前年度と比較しますと1,000万ほど減額になっております。こちらの利子割、配当割につきましては、利子配当に掛けられた税でございまして、景気の変動等、株価等の変動に左右されるってということで、今年27年度においては減額というような形になってございます。次に5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、こちら決算額2,150万7,000円。こちらもほぼ前年並みの金額でございます。続きまして6款1項1目地方消費税交付金、決算額が6億8,509万2,000円。こちらになりますが、こちらは前年度と比較しますと約3億増額になっております。こちらは消費税増税による増収分が手当てされたということで、3億ほど増えているわけですが、こちらの地方消費税交付金の増額が、経常収支比率、また健全化判断比率などの財政指標を好転させた大きな要因になってございます。次に7款1項1目自動車取得税交付金、決算額が1,233万5,000円。前年度比で約500万増えておりますが、こちらはエコカー減税の見直しが平成27年度にございまして、軽減率が若干下がりましたものでその分が増税になってございます。続きまして、8款1項1目地方特例交付金、決算額が2,237万1,000円、こちらもほぼ前年並みでございます。続きまして9款1項1目普通交付税、19億9,553万3,000円。こちらは前年度より約7,400万ほど増額になってございます。その下の特別交付税、決算額が6,949万4,000円、こちらは前年度より若干850万ほど金額は減っておりますが、こちらは近年の災害の多発多様化により災害関連経費が増えたということで、若干減ったのではないかと推測してございます。次に10款1項1目交通安全対策特別交付金、交通反則金の収入額になりますが、こちらが491万4,000円となっております。

続きまして、36ページ、37ページになりますけれども、15款1項2目利子及び配当金。この備考欄の財政課所管の分が備考欄の上から1番目2番目の財政調整基金運用収入、決算額は110万306円、減債基金の運用収入が93万5,823円、下から5番目、土地開発基金の運用収入、こちらが19万8,786円となっております。これは27年度の定期預金の利息による収入になってございまして、預け入れの利息に関しましては、大体0.04%から0.08%の間で利息の方、利率がなっております。

続きましてページが38ページ、39ページをお開きください。こちら17款2項1目財政調整基金の繰入金でございますが、こちら2,866万3,000円となっております。前年度より3億4,000万ほど減っておりますが、こちらは26年度においてマイナンバー等ですね、がんばらば国体等に係る財源が必要になりましたので、26年度は多額の繰入を行っておりますが、27年度は2,800万ほどで済んでるという状態でございます。今回は減債基金の取り崩しはございませんでした。続きましてページが42ページ、43ページをお開きください。こちらは、18款1項1目繰越金でございます。決算額は4億2,377万6,700円となっております。内訳といたしましては、これは26年度から27年度への繰越金になりまして、純繰越金こちらが2億7,084万2,700円、繰越明許分、こちらが1億5,293万4,000円となっております。次に、44ページ、45ページをお開きください。こちら19款5項1目の雑入でございます。財政課の所管分は、下から3番目の長崎縣市町村振興協会市町村配分金、決算額が2,024万5,000円となっております。こちらは、サマージャンボとオータムジャンボ宝くじの市町の配分金になります。サマージャンボ分につきましては、町立図書館の管理経費に充当してございます。オータムジャンボ分については、町民文化ホール等の管理業務委託の方に充当をさせていただいてございます。続きまして46ページ、47ページをお開きください。20款の1項4目臨時財政対策債、決算額は5億8,947万1,000円、前年度より9,500万ほど減額になってございます。今、地方債の残高っていうのが140億ぐらいありますけれども、この臨時財政対策債の残高っていうのがそのうちの62億が臨時財政対策債の残高になっております。地方債の総額のうち44%が臨時財政対策債を占めてございます。歳入の分につきましてはここまでになります。

次は歳出の方をご説明申し上げます。ページは54ページ、55ページをお開きください。こちら、2款総務費1項総務管理費の3目財政管理費になります。総額の方で話をいたしますが、2款1項3目の決算額が3,527万6,333円で、前年度と比較いたしますと130万円ほどマイナスになっております。率にいたしますと3.6%のマイナスとなっております。この内容につきましては、27年度4月1日の人事異動により職員の年齢構成が下がったということで、それに伴う給料、期末勤勉、共済費このあたりが160万ほどマイナスになりました。あと時間外手当につきましては、前年とほとんど変わってございません。あとその他の事務的経費、旅費とか需用費、委託料、その他の使用料等につきましても、ほぼ前年並みでございます。続きまして60ページ、61ページをお開きください。こちらは2款1項6目財政調整基金費ということで、財政調整基金積立金、こちらが112万7,806円となっております。あと減債基金積立金ということで、こちらは1億円プラス運用収入を積立を行いまして、1億93万5,823円となっております。続きまして134ページ、135ページをお開きください。こちら8款1項1目19節の負担金、補助及び交付金であります。上から2番目

の西彼中央土地開発公社事務費負担金ということで30万になっております。こちらは土地開発公社における事務費、人件費、賃金、旅費、需用費、その他の負担金になっております。この金額につきましては、構成町である時津町も同額を負担してございます。次に142ページ、143ページをお開きください。こちらは8款5項3目の公共下水道費ということで、一般会計の方から下水道事業の方に下水道事業会計補助金ということで、1億7,800万繰出を行ってございます。こちらは、公営企業は独立採算制というのが原則になっておりますが、公益上、公営企業に負担させることが適当でない経費については、一般会計の方で負担することになっております。こちらは総務省の繰出基準にのっとったところで支出をしてございます。次にページの186ページ、187ページをお開きください。12款1項1目の元金と2目の利子でございます。それぞれ、元金の方につきましては財政融資資金、こちらの方の元金の支払いが7億9,941万1,363円、郵政の方は4,378万4,414円、機構の方、地方公共団体金融機構ですね、こちらの方は1億6,285万1,728円、縁故債については1億387万5,200円となっております。利息については、財政融資、郵政、機構、縁故、こちらの方、ご覧の金額になってございます。次に、13款諸支出金1項1目の土地開発基金費でございますけれども、こちらは土地開発基金への積立金、決算額は4億19万8,786円となっております。こちら27年度において教育関係の基金の再編を行いまして、図書館の建設用地代ですね、こちらの4億円と、あと運用収入の19万8,000円、こちらが入った金額になってございます。最後に、14款1項1目予備費でございますが、27年度は予備費からの充用はございませんでした。

次に188ページをお開き願います。こちら、実質収支に関する調書でございますが、財政課の方からもちょっと説明をさせていただきたいと思っております。歳入総額129億7,070万1,000円、歳出総額が123億5,361万9,000円、歳入歳出の差引額が6億1,708万2,000円、翌年に繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許の分が6,448万8,000円と。で実質収支、歳入から歳出を引いて、繰り越し分を引いた除いた金額が5億5,259万4,000円となっております。6番の実質収支のうち、基金に繰り入れる分ですけれども、こちらは地方財政法と地方自治法にのっとったところで財政調整基金、2分の1以上を財政調整基金の方に積み立てを行っております。その金額は2億8,000万となっております。しかしながら今年度27年度の実質単年度収支においては、マイナスの3,578万3,000円となっております。これが意味するものは、その年度の支出っていうのを27年度の収入で賄うことができず、基金等を取り崩した額が約3,500万ほどあったということになります。続きまして、192ページの出資による権利の方をご説明いたします。財政課所管分は上から5番目の西彼中央土地開発公社の250万になります。こちらは公社の方の資本金、基本財産になる金額でございます。27年度中の増減高はございません。そこの1番下、地方公共団体金融機構190万っていうのがありますが、こちらは地方公共団体の出資により

設立された団体でございます。こちらの団体は、国、県が同意許可を行った地方債に対して、資金の貸付を行うという団体でございます。次に193ページ、194ページをお開きください。基金でございますが、財政課所管の分、4基金の（イ）財政調整基金、前年度末の現在高が16億8,054万円。27年度中の増減高が2億6,246万5,000円。27年度末の現在高が19億4,300万5,000円となっております。こちらは、27年度中の増減高の内訳といたしましては、26年度決算における剰余金処分の分が2億9,000万ございました。取り崩しが2,866万3,000円、あと基金の運用収入ですね、こちらの方が112万8,000円ございましたので、その合計が2億6,246万5,000円となっております。続きまして、（ロ）の土地開発基金前年度末現在高の面積と土地現金の内訳はこういった形で合計が、4億7,640万1,000円となっております。27年度中の増減高が合計で4億19万9,000円となっております。こちらは、内訳といたしましては、教育関係基金の再編に伴う繰入金4億、図書館用地が5億4,700万ですね。一般会計から買い戻した分がございしますので、そちらの分が約2,400万ございました。あと運用収入が19万8,000円ございましたので、その合計額が4億19万9,000円となっております。その結果、23年度末の現在高は8億7,660万となっております。（ホ）の減債基金、こちらでございますが、26年度末の現在高が11億4,003万8,000円。27年度中の増減高が1億93万5,000円。この増減高につきましては、積立が1億、すると運用収入が93万5,000円というような内訳になります。その結果、27年度末の現在高が12億4,097万3,000円となっております。決算書における財政課所管の分は以上となります。また、主要な施策の成果に関する報告書の中に、歳入歳出の決算の状況、地方債の状況、性質別・目的別歳出の状況等ございますので、ご参照の方お願いいたします。

続きまして、資料としてお配りしている分の説明をしたいと思っております。まず1枚目の土地開発基金の土地明細、平成27年度末ということで一覧表を作成しております。左側の番号に沿いまして説明をいたします。まず1番から4番、こちらは産業振興課の所管になっております。こちら岡郷の場所ですけれども、舟津橋手前の尻無川公園の右側になりますけど、山手側になりますけども、こちらは長与町東部土地区画整理事業の3工区の北側に位置した農地でありました。当初は子供とか幼児の遊び場、あと高齢者の散策の場として、公園を整備しようという形で19年の9月26日にこの基金を利用して取得をしました。しかしながら、もともと農地であったために、農業体験等や健康増進のために、ふれあい農園として整備してはどうかという案が持ち上がり、現行の今の産業振興課の所管になりました。しかし、この土地っていうのが12メートルの擁壁の上に土地があつて、地盤も脆弱であると、車も直接乗り入れができない、水もないということでちょっとふれあい農園としてはちょっと利用が困難であるということで、産業振興課としましてもどういったふうに活用していいかというのを今検討しているところ

でございます。続きまして5番、土木管理課所管の分になります。こちらは場所的には齊藤になるんですけども、西側埋立方面に向かって金比羅橋を渡りきった所の左側になります。こちらは長与川河川護岸工事の交換用地で13年5月に土地開発基金で取得をしております。用地買収が地権者と折り合いがつかなかったため、平成22年より事業の方はストップしてございます。現在は契約管財課の方で長与川まつり等の臨時駐車場として貸出をしている程度でございます。河川改修工事については、今後も県に要望してということで、財源に余裕ができれば買い戻すことも検討している状況にあります。続いて6番、高田郷5番の1つという都市計画所管の部になりますが、こちらは高田越交差点から西友側に三、四十メートルと道路に下っていった左側になりますが、現在は仮換地をされて、区画整理地内の別の場所にこちらの土地がございます。次の7番、8番、9番については、高田中学校から職業訓練校の方、長崎商業高校の方に行く道の途中ですね、カーブの所にみろく屋の跡地がありますけれども、そちら全部で4筆ある分の3筆分を27年度に一般会計にて買戻しを行いました。面積と金額はこちらに記載しているとおり、2,405万ということになってございます。10番はまだあと一筆、みろく屋の跡地が残っているような状態です。11番のところになります。この11番については高田中学校近くのです。こちら昔、富貴屋旅館というのがあったんですけどもそちらの跡地になります。今までの都市計画分については高田南区画整理事業の進捗に合わせて、随時買戻しを行ってまいります。続いて12番、13番、14番、生涯学習課所管の分でございますが、こちらは長与の皿山の用地になります。平成15年度に策定をしてる長与皿山窯跡保存整備基本構想、これに基づき皿山の史跡と保存と管理を行うということで、平成20年度から用地買収に着手をしました。しかしながら、全買収予定面積の今74%ほどは買収終わってますが、残りの分についてはまだ買収終わってませんので継続して交渉していくというようなことを聞いております。買収が完了した後については、発掘調査、報告書作成を予定してございます。次のですね、次の15番、16番、17番については、まず15番、16番が都市計画道路西高田線の橋梁工事を今行ってますが、その県道側の橋の袂の用地になります。こちらは25年の11月に取得をし、橋梁完成までの迂回路として使用して、完成後は整地して売却する予定です。17番、こちらは図書館の用地になります。下に課別の集計と地目別の集計を出しております。どちらも、面積は1万8,914.62平方メートル、金額は8億4,675万572円となっております。

続きまして資料の2枚目、地方債の状況についてご説明いたします。上の段が町債の今後の元金利子と期末残高の見込みになっております。下の段が債務負担行為の一覧になりますけれども、まずこの地方債の状況を作成するにあたり、右側に、借入見込額の算出方法として、まず平成28年度、利率が0.5%で①27年度債の本仮分が1億7,000万、で②が28年度に借り入れる予定の起債を書いてございます。一般分とデジ防の起債と臨財債の起債、②を合計しますと14億7,000万となります。①の本借り

分と合わせると、28年度の借入見込額というのは16億4,000万となっております。29年度以降につきましては、まだ起債額が確定しておりませんので、毎年度13億起債を借り入れると仮定をして予定を組んでございます。その内訳としては、普通建設事業債に8億2,000万、で臨財債こちらの方に4億8,000万予定をしてございます。それで今後の10年間の残高を見込んだところがこの表になりまして、28年度、今年度以降残高が144億の金額、このあたりでずっと推移していくような状況になります。次に債務負担行為一覧、27年度末でこちらが把握してる分でありますけれども、まず物品の購入等に係るものということで西彼中央土地開発公社の用地購入、こちらは25年から29年まで、これは公社の経営健全化計画にのっとりたところで計画的な買い戻しを行ってございます。実際、27年度末に公社の用地というのは約11億7,000万残っておりますが、こちらは限度額を指定してますので約13億、28年度以降が13億となっておりますけれども、今現在は11億7,000万の土地の資産が残っております。次の(2)債務保証または損失補償に係るものということで、西彼中央土地開発公社の債務保証額が30億と県に対する損失補償ということで、平成63年まで4,159万しております。この県に対する分については林業開発促進資金に関する損失補償になります。(3)その他、こちら農林漁業資金による町道耕地等整備元利補給、その下のほほえみの家の元利補給につきましては、平成7年と平成18年からそれぞれ始まっていますが、これは今後なくなっていく予定です。3番目の農産物加工施設整備事業元利補助金、こちらは長与カラフルですね、岡にありますカラフルの分の元利償還金になります。こちらは28年度から町の負担が始まります。続いてESCOサービス、その下のデータセンターサービス、このあたりも継続的なものでございます。その下の農産物集出荷施設、こちらの分も今後はなくなっていく予定です。都市計画道路西高田線の橋梁工事のこちらの分も28年度で完了しますので、こちらもなくなります。あと下の4つ、公用車、電算機器、複写機、機械、このあたりについてはもう継続的なもので毎年度計上しているものでございます。

次に、資料の3枚目の経常収支比率の状況について説明申し上げます。平成15年から平成27年度までの経常収支比率の状況を1番上段に出してございます。平成26年度は95.1と高めでしたが、平成27年度においては瞬間的ではございますが89.4%と回復をしてございます。経常収支比率というのは、人件費扶助費公債費等の義務的性格の経常経費に地方税、地方交付税等の経常的に入ってくる一般財源ですね。こちらがどの程度使われているかを示す割合になります。この下の経常一般財源について見ていただきたいのは、地方税についてはもうここ5、6年は大体41億程度でずっと推移をして、さほど変化はございません。問題が上から6つ目の地方消費税交付金、こちらであります。26年度が3億7,800万ほどだったのが、27年度これが約3億増えまして6億8,500万となっております。こちらは先ほども申しましたが長与町の財政指標を好転させる要因になってございます。その3つ下の地方交付税、

こちらの額につきましても、ここ数年は19億から20億ぐらいのところで推移をしてございます。ここも、今後も若干減っていくのではないかなと。トップランナー方式等ございますのでこのあたりは減っていく方向にあると思います。その下の1番下の赤字の臨時財政対策債、こちらにつきましても、国としての方針も臨時財政対策債については減らしていくという方向ですので、こちらも徐々に減っていく予定です。あと、経常経費の歳出の方になりますけれども、この中で1番の課題は、上から4番目の青の文字になってます扶助費でございます。平成15年度の扶助費に充てた一般財源というのが1億9,000万ほどだったんですが、これが27年度になりますと6億8,500万と約3.6倍に膨れ上がっております。事業費ベースで見ても、平成15年の時の事業費ベースは約15億で、そのうちの約1億9,000万が一般財源でしたが、27年度においては、事業費自体も26億8,000万程になって一般財源の持ち出しも3.6倍、6億8,000万となっている状況です。左下の方に折れ線グラフがありますが、その折れ線グラフを見ましても、下から2番目の扶助費についてはもう右上がりの状態になっております。今後10年間こういった形になるのか非常に危惧するところでございます。あと、今私が申し上げた分については、この右下の方の備考欄のところに大まかな変動要因を書いてございます。

最後になりますけれども4枚目の資料の健全化判断比率シミュレーション、こちらになります。まず実質公債費比率、30年度にぐっとちょっと上がりますけれども、こちらはデジタル防災事業、こちらの起債の償還が始まることで一気にぐっと上がりまして、その後、少しずつ上がっていきますけれども、こちらは毎年度13億を借り入れると、そういった想定でシミュレーションしておりますので、徐々に上がっております。しかしながら、早期健全化の判断基準になるパーセンテージというのが25%でありまして、それよりはマックスのところ13%に落ちついております。大体42年ぐらいまでが高止まりかなというような状況になっております。あと将来負担比率につきましても、27から28が、20.4から27に上がっておりますが、こちらは先ほど申しましたデジタル防災事業の分で起債の発行額がぐっと増えたというのが主な要因になっておりまして、今後は31.1%ぐらいを上下に推移をしていくような形になっております。しかしながらこの計画の中には、図書館の建設もそうです。扶助費の今後の伸びていく分もそうですけれども、あと高田南を早期完成するのも加味してないというか、あまり考慮されてませんので、そのあたりの予算配分や優先順位の次第ではもっと悪化する可能性充分あります。そのあたりを一応ご留意いただきたいと思います。以上が、参考資料の説明になります。以上、財政課所管になります。よろしくお願いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、説明が終わりました。ちょっと12時過ぎましたけれども、場内の時計で13時30分まで休憩をいたします。質疑は午後から行います。

（休憩 12時11分～13時30分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは少し前ですけれども、全員おそろいですので、休憩を閉じて委員会を再開をいたします。午前中説明をいただきましたので、午後から質疑から入りたいと思います。

まず歳入の部、16、17ページから行きます。ここで何かありませんか。2款、3款、4款、5款、次のページの9款までですね。まずこの16、17ページで何かありませんか。なければ次、18、19。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

地方交付税の特別交付税についてちょっとお聞きしたいのですが、マイナス850万で、災害の影響ということですが、本年度は4月でしたか熊本地震がありましたけど、この影響が、また来年度以降にもかかってくるというそういうふうな考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財政課長（田中一之君）

特別交付税ですけれども、今年4月の熊本震災及び北海道、東北あたりが水害で災害を受けてますので、一応、県の方から前年度の実績よりも30%近く今回の今年の交付は落ちますということで連絡が来ております。試算をすると5,000万を切るかなと。4,800万ぐらいかなという想定をしております。今後もゲリラ豪雨とかこういった災害関係が多いので、今後も減少傾向にあるのではないかと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。じゃあ次、36、37ページをお開きください。1番上と2番目、それから下から5番目、これが財政課所管です。いいですか。次に38、39の1番下段の部分ですね、基金繰入金です。次に42、43、18款繰越金ですね。いいですか。次に44、45、これは下から3番目、長崎県市町村振興協会市町村配分金、これが財政課所管です。いいですか。次に46、47、20款町債の部分ですね。4目臨時財政対策債、なければまた後で総括でやりたいと思いますので。

次に歳出行きます。54、55、2款1項3目財政管理費、次のページの14節まで、いいですか。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

これは57ページの委託料13の、公会計の整備業務委託料としてますね。これの成果はどんな状況なんですか。あるいは活用面とか。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財政課長（田中一之君）

公会計整備業務委託料ですけれども、こちらは平成20年決算から21年度から落合

公認会計士事務所というところに、公会計の財務諸表の作成、そのあたり財務4表と言われる表の作成の依頼をしているところがございます。長与町の方からとしては、各所管の固定資産台帳関係ですね、整備された固定資産の台帳データあたりを毎年、この会計事務所の方にお送りして、そのデータを基に財務諸表の方を作成を依頼しております。以上になります。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今度、公共施設の管理がありますよね。これが基になる財産の把握から始まっていく、今、進行していきたくらうというふうに思うんですけども、これが今、言われた公会計の中で、もう既に終わってるのではないかと調査はですね、そういうふうに私は理解をしていたんですけども、ところがどうも企画部長、企画でしている今度の公共施設の総合管理、これはこれで終わったものを活用すれば、全部それが基になって公会計のそれができ上がっているわけですよ。そうしますと私はそれがいいなと、すばらしかったなというふうに思っていたのですが、どうも違うんだと。さらにまたするんだという話なのですが、このあたりの横の調整なりあるいはその意図的に公会計の委託で得た成果を使っていこうということになると非常に良かったのではないかなと思っているんですけども、どうもよく連携とれてない。活用できないのかどうかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

ご指摘の観点でございますけれども、おっしゃるように当然これは活用してまいります。実は、全国一斉に公共施設等総合管理計画の策定に取りかかって、既に策定を終えているところもございしますが、公会計の整備とセットにして今回作業を進めているところ、それと本町のように既に公会計の整備が済んでいるというところは、管理計画の策定だけというような形での委託契約となっております。ですので、当初、総合管理計画の策定に向けた打ち合わせ等をする際にも公会計の整備が済んでいるかどうかということから始まって、協議を進めてきたというところでございます。当然、公会計の整備された部分を活用する。それを前提として、総合管理計画を策定しているという状況でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そうしますと言いますように、今までの成果を十二分に活用していくんだと。だからそれだけ分が、軽減されてくると業務がですね、そういう理解、私今までちょっと聞いていたのは、これは物にならないので、新たに財産の把握から、今後のあり方ですね、

そういうものにつながっていくのかなと。新たなものとしていくのかなと思ったものですから。そうではなくて、活用は十分できるとそういう理解を、再理解をしいんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

お見込みのとおりでございます。公会計と公共施設等総合管理計画をあわせて整備策定するところもでございますが、そういったところは2カ年かけて、作業を進めているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

47ページの臨時財政対策債のところでお伺いをしたいのですけれども、27年度の当初のときのちょっと資料見て、比較をしてみたのですが、これまでが大体実績として6億1,000万ほどあったのですけれども、これの8割程度に抑えられるという計算で4億9,000万で元々計上してたのが、最終確定では、当然途中の補正等々もあったのでしょけれども、約5億9,000万近くにこう上がったわけですね。これが、結局、基準財政需要額と収入額の差の部分での変動があつて、そういうふうになったのかそのあたり何か分析なりがあれば教えていただきたい。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財政課長（田中一之君）

臨時財政対策債ですけれども、委員さんおっしゃられたとおり、その基準財政需要額と基準財政収入額の差額の分に一定の算式を得て、臨時財政対策債が算出をされるわけでございます。算出の中身というか計算式とか係数とかというのがあつては、そのあたりが上がつたことで、当初、見込んでたよりも金額的に増額になつたという経緯があるのですけど、そのあたりの件数とか計算式については、ちょっとわかりかねるところがあつております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。それでは、60、61ページ、2款1項6目いいですね。次、ちょっと飛びます。では、134、135、この1番下の19節の西彼中央土地開発公社の負担金ですね。いいですか。次に142、143、これは公共下水道の補助金ですね。いいですか。186、187、これが12款それから13款、14款もですけども、ここで何かありましたらどうぞ。いいですか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

135ページにちょっともとに戻って申しわけないのですが、ここに土木費なんですよね。ここね。ここに従来からもそうなのですが、この土地開発公社の1番下の事務費負担金を去年も、もうずっと前からそうなんですけども、ここに計上してきたわけですね。ところが果たして、この公社の事務も財政課で、前は総務課の財政とかそういうことをずっとして今もおられるわけですから、土木費に組むという根拠はどこにあったのかなというふうに、今、ひょっと思っているんですけどね。従来からしてきたからそうしているのですよということであれば、それも一つの理ではあるわけなんですけどもね。どうも本質的に考えると違うのではないかなというふうに思うのですけど。ちょっと見解をお聞かせください。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財政課長（田中一之君）

土木費でこちらを計上する経緯は、私の方もちょっとわからないのですけども、土地開発公社の目的というのが用地の先行取得というのが、主な目的であって、それにのっとったところで、当初から土木費にしていたのではないかと考えております。すみません。そういうことになります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

言っではどうかなと思うのですが、ちょうど土地開発公社の設立は、私担当で全部やった訳で、その当時からも果たしてそこだったのかなと。そうであれば反省を今しているのですけどね。ところが性格上は、間違いでなかったのかなという反省もしながらも、今後、これはもう長与・時津しか今ないわけですね。長崎県町村会では、別に全部の町村をして公社を作っていたんですね。その後、長与が作った後に。これは今、どうなっているのかどうか知りませんが、少し研究をしていただいて、果たして土木費に組むのがいいかどうか。どこで組もうが支出をしていくわけですからいいとしても、ただ、性格上は違うのではないかなという感じはしますので、十分検討をしていただければありがたいなというふうに思います。以上です。要望をしておきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。暫時休憩します。

（暫時休憩）

再開します。他にありませんか。歳入、歳出すべて結構です。最後まで行ってなかったかな。あと、192が財政課所管が2つですね。それから基金の関係が193、194です。ここまでひっくるめて歳入、歳出合わせて結構です。何かありましたらどうぞ。安部委員。

○委員（安部都委員）

ちょっとお尋ねします。これからその毎年13億の地方債の借入れがどんどん増えていくというところで、早期健全化率も今のところは大丈夫と言っても、将来的にはもう5年後、10年、15年後、平成24年にはマックス13%の実質公債比率にもなるというところで、今後、扶助費がどんどん高齢化率とともにね上がってきますので、2025年までには相当な額となると思うんですよね。そこら辺のところの見込み、それから今後の経常収支比率を減らすにはどういうふうな目的をされてるのか、うちとしては、やはり同じ類似団体としても、かなり人件費も減らされていますし、今後、そこを減らすというのは、多分厳しいというふうに思うんです。そのあたりはいかがですか。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財政課長（田中一之君）

ご指摘のとおり、今後13億の起債を借りてしていった場合に、実質公債比率が13%になるということで、扶助費もここ12、3年でもう3.6倍になってると。今のところその扶助費に関しては、とにかく不透明な部分が多くて、実際10年後にどれくらい今の何倍になっているのかと、そういうところまで想定ができていない状態です。扶助費もそうですけれども、あと公共施設の老朽化によるその更新経費ですね、そのあたりもとにかく当初予算のヒアリングとかをしてれば、どこどこが雨漏りだなんだとか、壁が崩落してるとか、そういったことがとにかく多いんですね。実際今のところ先延ばしにしてきたところが結構ありますので、そのあたりも見込んで将来どうなるかというのはなかなか財政サイドでも財政計画が立てにくいということもあって、それに相まって図書館の建設、高田南も絡んできますので、ちょっと財政サイドとしては、なかなか本当、将来どうなりますよというのは、なかなか見込めてないというのが事実でございます。今後は、ただ、何といってももう今後何とか方針を方向性を見出して、優先順位とそのあたりの予算配分を誤らないような形でしていくしかないと思っております。

実質公債費比率も将来負担比率も実際、両方とも早期健全化の基準にひっかかるような数字は出てないのですけれども、ただもうそれに引かかる数字になったときには、相当危ない状態、長与町も危ない状態なんだろうなと。あまりにもこの財政指標にこだわり過ぎると大局を見失う可能性もちょっとあって、参考にはなるのですけれども、これがすべてではないと。これが実質公債比率や将来負担比率がよくても、財政的に非常に厳しい状態に追い込まれることはもういくらでもあろうかなと考えてますので、今後は、議員さん指摘があったようにそのあたりの不透明な部分もいくらかでもこちらで判断をして、確実な数字を押さえられるような形で将来の見通しを立てていかないといけないと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今、おっしゃるとおりだと思うのですが、今後、その子供たちに将来、負担をさせないためには、やはり今後の優先順位を改めるというのがあるのですが、実際的には、公共施設の建て直しに図書館にと、またその未来の子供たちに投資をしていかないというところもあるので、将来破綻しないためには、健全化率がよくても破綻したところがありますので、そのところは、自主財源をどのようにこれから持っていくのか。また町民の皆様方とのいろんな知恵を四方八方お借りして、必要なところの経費はしっかり必要なところで確保していかないといけませんので、そのところはこの先わからないと言っても、やっぱりそこをしっかりと目途をたててしていくべきだと思うんですね。どうですか。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財政課長（田中一之君）

今、議員さんおっしゃられたように、今後、自主財源の確保ということで、行革、町長とかも行革を掲げてますけれども、事業の見直しと補助金もそうですね、補助金も使用料・手数料、そのあたりの見直しもそうです。組織の改革もそうです。あと、アウトソーシングとかそのあたりのいろんな手法というのを今後、検討して、いくらでも自主財源の確保できるような形で努力をしていこうと思ってます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

参考資料もひっくるめて、結構です。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

参考資料の件でお伺いをしたいのですけれども、1番最後に、健全化判断比率シミュレーションということで、平成39年までの推計ですよ、これが出されております。先ほどのご説明の中でもまだ不確定要因もあるので、もちろんこのとおりになるのかどうか、いろいろとわからないとは思いますが、その前のページの経常収支比率ですね、これは平成27年度の分が載ってますが、この経常収支比率についても、将来推計というのは恐らくできてるのではないかと思うので、そのあたり資料は、委員長のほうでもし、そのあたりの資料というのは、いただけないのかとどうかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

この分についての資料はないのかということで。

田中課長。

○財政課長（田中一之君）

経常収支比率の見込みなんですけれども、財政課の方で内部的に財政計画というのを試算をしてはいるのですけれども、そのあたりというのが振興実施計画とか、そのあたりとリンクしたところで、必要な一般財源を割り出して、その中で計画を立てていくんですけれども、なかなかその計画も5年なのか、10年なのか、私的にはもう10年の

計画はあまり意味がないと。作っても町長の任期の4年とか5年ぐらいの財政計画しかできないというのが実情なんです。あくまで見込みということであれば、経常収支比率の将来、4、5年の見込みというのは、出そうと思えば出せるんですけども、あまりそのあたりも結構変動があるので、ちょっと信用性がないのかなというのも若干思ったりするので、今の見込みであれば出すことは可能です。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

出すことが可能ですか。

もう一度、田中課長。

○財政課長（田中一之君）

そうですね、例えば、今日お配りした資料の地方債の状況という2番目に出していた資料の方見ていただきたいのですが、例えば、28年度に借り入れる見込みの起債を3つほど、一般分が6億3,000万、デジタル防災が3億6,000万。臨時財政対策債が4億8,000万とこう出してるんですけど、この中で、デジタル防災事業を見ていただくと28年度に3億6,000万借りますよと。ただこれ10年償還の1年据え置きになってるんですね。というのもこのデジタル防災というのが、デジタルというか、精密機器で物品扱いということで、耐用年数にあったところの償還期限ということで10年という設定がしてあるわけですね。毎年度借り入れる起債で据え置きが1年なので、実際支払いは28に借りて、29、30からの元金の支払いになるわけですね。このあたりその年度に借りる起債の据置期間とか、償還期間とかを考慮したときに、結構、公債費に載ってくる金額というのが、毎年度ぶれてくるわけなんです。ある年度は据え置き期間だったので、公債費に載ってこなかったのが経常収支比率はよかったよと。ただ昨年悪かった理由というのが、長与小学校のときに10億8,000万借りたやつの据置期間が終わって、償還が始まったのが26年度で、そのときに一時的にぱっと上がったわけですね。だから、こういった起債の借り入れ方とかも考えていったときに、経常収支比率の上がる要因である公債費の増減というのも結構ぶれてきますので、なかなかこう経常収支比率で判断する、今の時点で将来を判断するなかなか厳しいのかなと思っています。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。ちょっと質問をしますので、委員長交代します。

○委員（中村美穂委員）

何か質疑はありますか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

この経常収支の状況で、今年5ポイントぐらいの改善がなされると。この表を見ますと平成15年度から18年まで80%台で推移していた。去年はワーストワンだったのが、今度、改善をして県下のデータがまだわかってないでしょうから、どうなるか

わかりませんが、まず、89.4に改善をします理由を聞かせてください。

○委員（中村美穂委員）

田中課長。

○財政課長（田中一之君）

この経常収支比率の状況の右下の摘要欄、備考欄のところにもありますように、真ん中ら辺に経常一般財源ということで、平成27年の経常一般財源は地方消費税交付金の増により大きく増加と。ここが26年度は3億7,000万ぐらいだったんですが、それが27年度になりますと、3億程度ふえて6億8,000万になったよと。ここは入ってくる一般財源として収入する金額が3億増えたというのがまず1つの要因ですね。今の部分は分母、経常収支比率を算出した際に分母のところになるんですけども、今度分子の方ですね、分子の方は、この備考欄の下の方に書いてありますように、人件費については、27年度、退職手当負担金が減をしたと、金額的には1億ほど退職手当負担金減しました。その減した要因というのは、今、長与町というのが、退職手当組合というのに昭和32年ぐらいから加入をしてるんですけども、それが平成16年に手当組合の負担金の見直しがありまして、平成16年までというのは、在職する職員の給与費の総額にある一定の率を掛けて、負担金として納めてたんですね。当然、組合として相互扶助の精神で、どこの団体も一律で平成16年までお金を手当組合の積み立ての中にどんどん納めていたわけなんですけども、16年になんで見直しを行ったかという平成の大合併があつて、市町村数が減つたとそういったこともあつて、ちょっと運用の方法を変えようと平成16年以降は実際に退職した人の退職金の額だけ、毎年度、それぞれの自治体が負担をしようとそういうふうになつて16年度に制度が変わりました。その際、長与町が退手組合にお金を積み立てたお金というのが11億5,000万ぐらい、たくさん余計に積み立てたんですね。その分を私たちは早く返してくれと、一般財源で使えるので11億も退手組合はいらないだろうということで、返してくれと強く要望をしていたのですが、退手組合の方からは、もう脱退をしないとその分は精算をしないというような形で、その分を返してもらってなかつたわけなんですけども、ただもう私たちもどこの団体もそうですけれども財政不足の折ですね、とにかく何とか少しでも返してくれという要望をずっと続けておりました、21年度からお金を少しずつ返してもらって、26年度から5年間、30年までの5年間に毎年1億ずつ戻しますよと。そういった約束が長与町と退職手当組合との間になされまして、27年度も1億円お金返ってきたというか、負担金と相殺をしたわけですね。負担金と相殺をしたので、実際だったら毎年1億4,5000万の退職手当負担金というのを払ってるんですけども、その分が1億差引かれたので、多分、今年の決算の中では4,5000万の決算額になってると思うんですけども、その分の負担がまず減つたというのが、1つの要因であるんですね。

あとは、物件費ですね、ごみの処理場ができましたので、長崎市のごみ処理委託料が減つたとそういった理由で、今回、経常収支比率が改善をしたというようなことになり

ます。以上であります。

○委員（中村美穂委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで財政課所管の審査を終わります。ご苦労さまでした。

場内の時計で、14時15分まで休憩します。

（休憩14時05分～14時12分）

○委員長（喜々津英世君）

それでは休憩を閉じて、審査を再開いたします。

これから、税務課と収納推進課合わせて審査を行います。税務課から説明をお願いいたします。荒木課長。

○税務課課長（荒木秀一君）

それではよろしく申し上げます。平成27年度の一般会計決算につきまして、ご説明をいたします。27年度決算におきまして、税務課所管分の歳入総額は44億7,884万7,105円、歳出額は1億1,582万4,875円となっております。それでは決算書の事項別明細書に基づき、主なものについてご説明をいたしますが、総額について私の方から説明を行い、町税の各税の内訳につきましては収納推進課長が説明を行いますのでご了承願います。

それでは、歳入からご説明をいたします。事項別明細書の14、15ページをお願いいたします。それでは、1款町税の調定額46億5,015万277円に対しまして、収入済額は44億7,011万5,112円、不納欠損額は175件の714万4,472円、収入未済額は1億7,289万693円でございます。対前年度比で調定額が約2,400万円ほど減少しておりますが、これは滞納繰越額分の調定額が全体的に減少をしていることが要因でございます。町税全体の収納率は、現年課税分・滞納繰越分合わせて96.13%で、前年度より0.48%の増となっております。なお、現年課税分の収納率は99.00%、滞納繰越分29.72%でございます。それでは町税の各税目の決算状況につきまして、収納推進課長より説明をいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

ご説明いたします。収納推進課所管分の歳入総額は、5,959万6,043円となっております。町税の各税収の決算状況を説明いたします。まず、事項別明細書の14、15ページをお開き願います。

1款1項1目の個人町民税でございますが、現年度課税分としまして、調定額23億145万9,900円に対しまして、収入済額22億7,652万878円となっております。

ます。収納率につきましては、98.92%となっております。滞納繰越分としまして、調定額8,729万8,241円、収入済額2,647万1,819円となっております。収納率につきましては、30.32%となっております。不納欠損額につきましては、63件の260万2,290円となっております。

1款1項2目の法人町民税でございますが、現年度課税分としまして、調定額1億1,447万9,400円となっております。収入済額にいたしましては、1億1,403万5,300円となっております。収納率は99.61%となっております。滞納繰越分としまして、調定額124万5,482円、収入済額が64万4,700円となっております。収納率としまして51.76%となっております。不納欠損額につきましては、2件の9万2,082円となっております。

1款2項1目の固定資産税でございますが、現年度課税分としまして、調定額14億3,981万5,200円、収入済額14億2,425万4,710円となっております。収納率98.92%でございます。滞納繰越分としまして、調定額8,521万3,079円、収入済額としまして2,462万1,262円となっております。収納率は、28.89%となっております。続きまして不納欠損額でございますが、38件の359万5,478円となっております。

次に2目の国有資産等の所在市町村交付金でございますが、調定額・収入済額はともに432万5,400円となっております。

1款3項1目の軽自動車税でございます。現年度課税分としまして、調定額8,317万4,600円、収入済額8,242万2,400円となっております。収納率は99.10%となっております。滞納繰越分としまして、調定額213万5,006円、収入済額70万5,573円となっております。収納率につきましては33.05%となっております。不納欠損額は52件の22万9,600円でございます。

1款4項1目の町たばこ税でございますが、現年度分のみで、調定額・収入済額ともに4,499万5,368本分の2億3,132万4,821円となっております。

1款5項1目の特別土地保有税の調定額収入済額はございません。

続きまして、16、17ページをお開き願います。1款6項1目の入湯税でございますが、現年度分のみでございまして、調定額・収入済額はともに8万220円となっております。

1款7項1目の都市計画税でございます。現年度課税分としまして、調定額2億8,250万7,700円、収入済額2億7,979万1,825円となっております。収納率は99.04%となっております。滞納繰越分につきましては、調定額1,709万1,228円、収入済額491万6,204円となっております。収納率は28.76%となっております。不納欠損額につきましては、20件の62万5,022円となっております。

先ほど税務課長の方から説明がございましたが、町税の徴収率は、現年度99.0

0%、滞納繰越分が29.72%、現年度滞納繰越合計で96.13%と前年度より0.48%増となっております。平成に入りまして収納率では過去最高の収納率となっております。また、現年度過年度合算滞納繰越額につきましても、前年度より2,400万程度減少することができております。なお、別紙の方に長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書がございますが、そちらの方にも4ページ、5ページのほうに各税目の現年度課税分と滞納繰越分の内訳等、また、資料につきましても提出させていただきましたが、決算書等に合わせて載せさせていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。税収につきましては、以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○税務課課長（荒木秀一君）

それでは引き続き、歳入の残りの分につきまして、説明をいたします。税務課分と収納推進課分が同一に節にあるものもございますので、私の方からまとめて説明をさせていただきます。

それでは事項別明細書の24、25ページをお願いいたします。12款2項1目の総務手数料、5節の税務関係証明手数料の312万8,600円は、すべて税務課所管分になります。件数は9,652件分でございます。

次に6節督促手数料の98万3,850円ですが、うち税務課の所管分は73万4,200円で、件数は7,342件です。収納推進課分は24万9,650円で、件数は2,499件でございます。続きまして、8節地籍手数料の29万5,900円は、すべて税務課の所管分になりますが、件数は814件でございます。

次に32、33ページをお開き願います。14款3項1目総務費委託金の2節徴収費委託金は、税務課の所管分でございます。収入済額の6,170万7,195円につきましては、個人県民税の徴収取り扱いに対する委託金となりまして、算出根拠は納税者1人につき3,000円となっております。ちなみに今年度の県への払い込み額につきましては、15億1,063万1,210円となっております。

次に42、43ページをお願いいたします。19款1項1目1節の延滞金211万3,131円でございますが税務課の所管分は22万5,656円で、件数は130件となります。収納推進課所管分は188万7,475円で、件数は669件分でございます。

続きまして44、45ページをお願いいたします。19款5項1目1節の滞納処分費9万9,360円ですが、これは収納推進課所管分になります。内容は、不動産公売時における鑑定委託料相当分の収入になっております。

それでは続きまして、歳出の方に移らせていただきます。事項別明細書の70ページから75ページまでが税務課および収納推進課の所管分となります。70、71ページの下段から72、73ページの上段にかけましての2款2項1目税務総務費の支出済額1億2,161万8,073円でございますが、この目につきましては、固定資産評価審

査委員会委員報酬、それから税務課職員12名、収納推進課職員6名、計18名の職員の人件費、旅費及び需用費等に係るものが主なものでございます。前年度と比べまして、給料職員手当、共済費など約1,179万円減少しておりますのは、平成27年4月の人事異動によりまして、税務課職員が1名減となったことが要因となっております。また、11節の需用費が前年度と比べまして約136万円増となっておりますが、これは書籍の追録代に係る支出が総務課から各所管課へ移管されたことが主な要因でございます。その他の節につきましては、支出金額に若干の増減はございますが、内容としましては前年度と同様でございます。

続きまして、72、73ページの中段から74、75ページにかけての2目賦課徴収費でございます。支出済額は3,793万4,186円で、前年度と比較して約1,470万円の減となっております。主な減の要因といたしましては、13節委託料におきまして、26年度の決算中にごございました平成27年度評価替に伴う路線価見直し業務、約1,780万円の支出が27年度中になかったということが要因でございます。また、平成27年度決算で新たに生じた支出といたしまして、12節のコンビニ収納手数料、13節のイメージ管理システム導入業務委託料、課税資料等スキャニング作業委託料、14節のイメージ管理システム利用料がございます。その他の節につきましては、支出済額に若干の増減はございますが、内容といたしましては昨年と比較してほぼ同じとなっております。

続きまして128、129ページをお願いいたします。6款1項5目の農地費でございます。この目につきましては国土調査に係るデータの利用及び異動修正等に係る経費でございます。内容は昨年とほぼ同様でございます。以上、簡単ではございますが、主なものについての説明とさせていただきます。また、私の説明以外で、収納推進課長より補足説明がございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

それでは、収納推進課所管分の歳出につきまして、補足説明という形で説明をさせていただきます。まず、2款2項1目の税務総務費の人件費を含めてでございますが、3,999万4,396円が収納推進課分となります。また、2目につきまして、賦課徴収費449万、70、71ページになります。先ほど税務課長が説明した分と重複しておりましたので、こういう形で説明をさせていただいております。また、歳出総額につきましては、4,449万1,739円が収納推進課の所管分となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。事項別明細書の72、73ページをお開き願います。2目の賦課徴収費の1節報酬でございますが、収納推進専門員の報酬は1名分としまして240万円、徴収嘱託員報酬といたしまして40万9、

750円、これは国民健康保険の徴収嘱託員が町税の徴収業務を行った場合に支払われました報酬でございます。4節共済費、社会保険料12万890円につきましては、収納推進専門員の方でございます。12節の役務費でございますが、預貯金照会手数料でございます。これにつきまして18万7,930円を支出しております。これは滞納者の財産、預貯金等の調査を実施した際に、各金融機関に支払う手数料となっております、県内外の機関に2,040件分を今回、請求したということでございまして、その費用となっております。落札システム利用料の5,443円でございますが、差押えをしました動産をインターネットの公売で売却をしたものの手数料でございます。

74ページ、75ページをお開き願います。13節委託料の鑑定委託料でございます。こちらに計上しております9万9,360円ですが、先ほど歳入の説明にもございましたように不動産公売のために、不動産の鑑定をいたしました費用でございます。22節の補償、補填及び賠償金でございますが、家庭裁判所に対しまして、相続管理人選任申し立てを行いました際の裁判所の予納金でございます。以上が収納推進課歳出の部分の主なものになります。説明を終わらせていただきます。なお、主要な施策の成果に関する報告書につきましては、24ページに収納推進課分も記載させていただいております。あわせてご参照いただければと存じます。よろしくお願いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、税務課・収納推進課、それぞれ説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず歳入の14、15ページ、これについては、先ほど徴求資料をいただきましたけれども、それと同じものがありますので、どちらからでも見やすい方を見ながら質疑をしていただきたいと思います。14、15、ここで何かありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

収入未済についてお伺いしますが、もう全般的にこの収入未済、いわゆる滞納の分について、皆さんが督促で訪問したり聞き取りをされる中で、毎回聞いてるんですけども、滞納収入未済の理由ですね、状況、このあたりが大体どういうものになっているのか、このあたりをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

生活困窮によるものが滞納の原因として上げられております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

大きくは生活困窮ということでご説明ありましたが、もう少し詳細といたしますか、生活困窮の中にもいろいろ例えば、病気だの倒産とかいろいろあると思うんですが、

そういった振り分けというのがもし分かれば、全部は無理だとしても大まかにでも状況をちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

滞納になれば、まず、徴収努力をさせていただきまして、収納をさせていただきます。結果、不納欠損に至るわけなんですけども、滞納原因としまして、生活困窮によるもの約28%、行方不明、財産不明も含まれますけども約48%、相続放棄によるもの約13%となっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。また後で総括的に行いますので、次16、17、いいですか。なければ次に行きます。24、25ページ、12款2項1目この中で、5節、6節、8節、これですね。いいですか。なければ次行きます。32、33、14款3項1目の2節。次に行きます。次に、諸収入ですね。19款1項1目1節、いいですか。44、45、雑入で収納推進課所管が上から3番目、滞納処分費、いいですか。歳入は終わります。

次に歳出70、71、2款2項1目、次のページ、72、73、ここまでで何かありましたらどうぞ。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

人員のことで、人員数のことでちょっとお尋ねしますが、この税務課関係というのは、4月、5月、そして翌1月から3月までこの期間に残業等が集中するということで、大変な納税時期になったら大変というところだったというふうに聞いておりますけれども、そこでこの1名の減、機構改革で1名の減ということの影響というのはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○税務課課長（荒木秀一君）

お答えいたします。職員1名減になりましたのが、平成27年、昨年4月1日の人事異動に伴うもので、今回の機構改革に伴う異動、28年4月1日で1名増いただいておりますので、現状維持といえますか、従来からの税務課の体制に戻ったということになります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。安部委員。

○安部都委員

73ページ、コンビニ収納手数料は、この1年間でどのくらいの利用があったのかお知らせください。

○委員長（喜々津英世委員）

福本課長補佐。

○課長補佐（福本美也子君）

はい、お答えいたします。税務課所管としまして、町・県民税それから軽自動車税、固定資産税がコンビニ収納としてございますけれども、全体としまして、件数が2万1,749件、金額としまして131万5,377円となっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

今、税務課の分がご説明がありましたが、収納推進課分についてもご説明いたします。収納推進課分につきましては2,524件、金額にいたしまして2,198万5,407円、コンビニ収納につきましては、収納割合の27%を占めさせていただいております。またこれは、今、税務課と収納推進課分ということで、この他に国民健康保険の方で、コンビニ等の別途に件数的にも出ておりますが、こちらの方ではちょっと回答ができないものですから、よろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じくコンビニ収納でお伺いしたいと思うのですが、以前視察、もうだいぶ前なんですけど、視察に行ったところで、コンビニ収納を実施しているところで、1つネックになると言われたのが、いわゆるコンビニの手数料がかかるというのが1つネックだということですが、ただ、収納がどんどん増えることによって、若干でもネックが減少できるというような説明を受けた記憶があるのですが、今回、27年度実施されてみて、そのあたりの手数料の件と収納率のアップの件での比較といいますか、このあたり町として何か総括的な何か感想といいますか、見解なりがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

27年度からこの制度が始まって、取り入れて導入して行ったわけですが、なかなか確かに経費的には従来の納税の方法に比べて、高くなってます。ただ、27年度に関しては思ったほどまだ件数が定着しないということで、これが100万ぐらいの金額にとどまっています。なかなか、そうですね、これによって徴収率が向上したかということでございますが、現在のところ、それに直接つながってるというふうには、まだ、私どもは感じていないところでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課（宮崎伸之君）

今、税務課長が説明いたしましたように、コンビニ収納が現年度課税分、滞納繰越分、双方でやはり内容的には若干変わってくるのかなというふうにとらえております。先ほども回答させていただきましたように、収納率に影響する分の収納額の27%をコンビニ収納の納付書を使いまして、滞納繰越分につきましては納付いただいているというのが現状でございます。この27%の割合というのは、コンビニ収納を使ってらっしゃる方が滞納繰越分に限っては、かなり有利に使用できているのじゃないかというふうに分析をされます。これは当然ですけど24時間納付ができるという点ですね、やはり滞納者の方の原点には、納付がする時間がないとか、そういう方々は多くおられるものですから、その方々がやはり24時間使用できるという納付書を採用したということは、この27%の利用率を考えますとかなり収納率におきましても、多大な影響は出ているのではないかというふうに分析をさせていただいております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。中村委員。

○委員（中村美穂委員）

決算というところで、先ほどからコンビニ収納が収納率がひどく上がっているわけではないかもしれませんが、町民の方には便利な方法であるということで、口座振替がそれよりももっと手数料が安くて、町としては1番推進しているのかと思うのですが、他のところに視察に行ったときに口座振替の銀行の窓口に行かなくても、キャッシュカードでその場でできるというのを見てきたのですが、この決算で言うのはどうなのかわからないのですけれども、例えば、その口座振替の方が町としては、その手数料が低くて抑えられるということであればまた銀行に行ってくださいと。町の窓口で銀行の出張所もありますけれども、1つの限られた銀行ということになりますので、そういったことで、キャッシュカードを用いて、そのシステムの機械自体はそんなに高額ではないし、そういったものを今後その収納率を上げる意味でということのお考えはないのかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

はい、お答えいたします。今、ご質問いただいたようなことで将来的なものですね、キャッシュカードを用いて口座の引き落としが申し込みできるとかいうようなところまでは、正直考えておりませんでした。ただ、今回のコンビニの手数料というのが、ちょっと費用がかかるということもありまして、来年度に向けてはより一層、口座振替を推進していくということは、税務課の中においてもちょっとそこら辺は取り組んでいくつもりではございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

補足というわけではございませんが、どうしても現年度と滞納ということで、ちょっと立場も違うんですが、内容について若干の補足をさせていただきます。口座振替につきましては、滞納繰越分につきましては、今おっしゃったように、今度、決算の方では、全体的には9%にとどまっております。ただ、収納推進課は一元化を今回28年度になりまして進めております関係上、若干、決算とは関係ございませんが、今年の流れの中で、当然、納期限内納付、これが第1の目的でございます、それを引き継ぎまして、一元化した我々の方が徴収をさせていただくというふうに話になっておまして、まず、口座の推進をして、納期限内に納付がいただくというのが原則的な納税の公平性だというふうに考えております。その関係で、今、我々の滞納繰越分につきましても、今回、一元化したことによりまして、口座につきましては、再度、振替を行う手続を今年度に入りまして、もう早速、銀行さんとやりとりやりまして進めております。こういう形で口座振替について推進をさせていただいております。先ほどお話があったカードの件でございますが、そういうお話も当然、我々の方の課内では出ている問題でございます、今後の対策としまして、そういう問題も含めまして、一元化の流れで全体的な会議の中でそういう分野につきましても、また、多課にわたりますものですから、口座による納税の推進という形で、議題に取り上げまして推進を進めてまいりたいというふうに考えております。ただの現年度につきましては、なかなか滞納とは違いますが、それぞれの方に直接接触することではなかなかないものですから、今、滞納繰越分につきましては、そういう形の口座の推進、また、現年度についてもそういう形で口座を使って納付いただいて、滞納の分も再振をしながら口座を使うというふうな路線を今推進しているところでございますので、今後はそういう対策をとっていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

わかりました。申し込みに至っては、新規の納税者に限るといようなことも、新規といいますかですね、あるのかなと思いますので、今現在、コンビニとかそういった振り込みをされてる方にまた庁舎内に来たらということ、また、二度手間になるので、1番私が思ったのは、携帯電話とかカードを発行する際に最近書類を持たされるのではなくて、もしカードがあればこの場でできますというのが、非常に便利だというふう実感したものですから、新しく納税者になれる方とかの窓口に来られたときに、そういうのが一元化できれば今後はいいのかなと思ひまして、質問しました。ありがとうございました。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次に、74、75、この上段の部分ですね。
金子委員。

○委員（金子恵委員）

すみません、お聞きします。裁判所予納金、これなんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

裁判所に納付します予納金という形で、今回、決算の方上がっておりますが、その件につきましても、本人さんが死亡されたということで滞納額が残っております。それで本来であれば相続の関係がございまして、子供さんであったり、奥様方であったり、いろんな方に相続されるわけがございまして、その相続管理を本来していく方々が、相続放棄をいたしまして、滞納金が宙に浮くような状態が発生します。そういう場合に相続財産の管理人を立てる形になるんですが、これは家庭裁判所の方に相続管理人の専任を町の方から申し立てをするという形になります。裁判所の方からその選任された弁護士さんであったりとか、いう形で申し立てによって選任を受けるわけですが、その選任が決まった時点で費用がかかりますので、そういう費用のために予納金という形で、裁判所の方が請求書を我々のところに出してまいります。その裁判所に対して予納金という形で、請求が来たもの30万円につきまして、納付をしていると。これによって選任された弁護士さんとかがいろいろな作業をしていただいて、その費用がそれで収まって物件が売れたりすれば、そういうふうな形の手続をしていただくというような費用になっております。またこれが物件によっては30万で収まらないケースが発生しますので、また、そういうときには別途の請求等が考えられるというふうになりますが、現在のところこういう形をお願いをして、現在、進行しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。質問しますので、委員長交代します。

○委員（中村美穂委員）

何か質疑はありませんか。喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

今の予納金の下に還付金があります。基本的には確定申告に伴う所得の額の確定変更とかそういったものが主であろうと思っておりますけれども、この中身について、例えば、元々課税誤りがあったために返還をしなければならなかったとそういうものはないのか、この中にですね、410万4,909円の中身について、ちょっと教えていただきたいと思っております。間違えました、791万5,091円の中身についてですね。

○委員（中村美穂委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

今回のこちらの23節還付金の791万5,091円の中には、課税誤りというものについては含まれてはいないんですが、それではこちらの方が、過年度の課税におけるものに対して、当該年度、27年度中で更正処理を行ったもの、これによって調定額が減じたために、当時、過年度で納めた金額のものがお返しするような運びになった、またこれに伴って納めた期間から現在までの期間に伴う還付加算金、こういったものをつけてお支払いするところのものということで、この節は設けております。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的には、例えば過年度分の修正申告等で所得額の変動があつて、税務署から通知があつたりとかという形のものだけが、ここに入っていると。私が前、監査委員をしているときに、相続に伴って法定相続人の方から元々雑種地で課税しているけども、元々原野だと。だから、この評価が違うのではないかということで、相当大きな金を還付をしたわけですね。そのときは監査の指摘の中で対処法を言った経過があるのですが、ちょっと790万、800万近くですから、そういったものは入っていないのかなと思っていたのですが、今の話はもうそういうことではなくて、修正申告、これに伴うものだけということで理解してよろしいのですか。

○委員（中村美穂委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

おっしゃるように過去の固定資産税の課税誤り等によるものということで、還付金の要綱に定めているものについて、お返しした経過もちろんございます。今回の内訳の中で、700万のうちで、法人町民税が300万近く実はその中にございまして、町民税が459万これが主なものの内訳で、固定資産税の賦課の更正によるものも21万6,900円というのは含まれております。以上でございます。

○委員（中村美穂委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほどの件なんですけれども、裁判所の予納金の件なんですけど、先ほど継続中というところだったと思うのですが、これは家庭裁判所に申し立てて、もしその裁判自体が終了すれば債権者がそれぞれいると思うんですが、それぞれ支払って残りは税収納ができるというところで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

今おっしゃったようにこの費用に関しましては、滞納処分費として回収ができるようになっておりますので、物件が売れたり管理していただいている、今回弁護士さんでございしますが、当然その年度内に決着がつかましたら、その年度内で、そういう決算の数字で上がってくるのですが、今言いましたように、まだ、その物件につきまして継続中ではございまして、逆に言えば28年度に物件が売れたとしますと、その費用が今度上がってくるような形になりますので、若干、年度またがっておりますが、そういう形で回答させていただくというようなふうになってまいります。今、申しましたとおり、回収させていただく金額になってまいります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それは1件ということよろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

今回決算に計上させていただいている件数は1件でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。では次128、129の6款1項5目農地費、ここについてはよろしいですか。あと、主要な施策の成果に関する報告書あるいは先ほど配っていただいた各税の決算資料、これもあわせて結構ですから何かありましたら質疑をどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

主要な施策の成果に関する報告書の中の24ページで、滞納の差押えの件で132件がありまして、その中で367万ほどの成果といたしますかね、収納をすることができたということでもあります。本会議の中でも、その詳細について確か本会議の中で、同僚議員が質問をしたときに、答弁の中で、生活支援型の徴収うんぬんというふうな文言を聞いたのですが、このところをもう少し詳しく、生活支援型の徴収とは何ぞやということ、目的とか効果とかこのあたりを少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

今、議員さんが質問された生活支援型という答弁は、恐らく健康保険課長ではなかったかというふうに思いまして、我々のほうからは件数等の説明をここでさせていただい

た経緯がございます。今、お話が出ましたので若干触れさせていただければと思うのですが。こちら24ページ、当然、収納推進課のほうから提出させていただいている書類でございます、この中には健康保険課が対応している分は含まれておりません。当然、我々のほうで全体的な債権の差押え等はやっておりまして、総合的な数字、この前件数とか、この前ちょっと人員で報告させてもらったり件数を若干補足させていただいたのですが、こちらに今、載っている分は収納推進課分とご理解いただきたいと思います。

また、金額等につきましても、この前は補足しておりませんが、こちらの町・県民税、我々一緒に差押え等をやるんですが、こちらにつきましては、町民税のみの金額でございます。だから実際に収納推進課が差押え等の換価を行う場合は、当然、この金額より県民税も含めまして、多く徴収をさせていただいてるという形になっております。

健康保険課の課長が答弁させていただいた件については、私の方から回答がちょっとできない部分でございますので、ご理解いただければと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

後で聞いてください。他にありませんか。他にありませんか。

質問をしますので、委員長交代します。

○委員（中村美穂委員）

何か質疑はありませんか。喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

前からちょっと思っていたことで、今、思い出しましたので申し上げますけれども、例えば、この主要な施策の成果の24ページですね。下の方の個人町民税の現年度分98.92%というのは、いただいた資料とかでなっているわけですがけれども、例えば、主要な施策の成果に関する報告書2ページ、ここは今までも調定額に対してではなくて、予算現額に対して、いくらと。決算額はいくら、だから町税の収入率は102.9ですよ。調定額でいけばもっと下がるんですよ。多分。収納率のいい方が超したことはないんですけども、実質の収納率というのは、あくまでも調定額に対して、収納率がいくらだったかというのがあるものですから。この各種決算資料全部そうですよね。調定額に対していくらという。これも少し改善したらどうかなという思いがしているのですが、そこら辺どうですか。

○委員（中村美穂委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

今のご質問でございますが、私が回答するべきかどうかをちょっと別にしまして、こちらの方当然ですが、今、おっしゃったように財政課の方に提出させていただきまして、そちらの方で精査させていただいてる資料でございます。こちらの方も我々も、若干の先ほど言いました収入率、我々は収納率ですね。その差が今言われたように予算に対する執行率みたいな形の収入率。我々は、今言われました調定に対する収納額の徴収率・

収納率という形で決算書を作成させていただいているものですから、確かにそういう差が出ております。これにつきましては、今、言いました私どもも収納率・収入率ということで、考えて提出させていただいておりますので、こういう形になっておりますので、担当課といたしましては、今言ったような内容を把握させていただきまして、話の方をあったようなことにつきましては、お話をさせていただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○委員（中村美穂委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。総括的にありましたらどうぞ。

ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これで税務課および収納推進課所管の審査を終わります。ご苦労さまでした。

15時20分まで休憩します。

（休憩15時08分～15時20分）

休憩を閉じて、委員会を再開します。これから、政策企画課所管を行います。

議案の説明を求めます。荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

それでは、決算書の事項別明細に従いまして、政策企画課所管分、平成27年度の事業等についてご説明いたします。

まず歳入でございます。事項別明細書の26、27ページをお開きください。13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2節地域活性化補助金の収入済額1億613万1,033円でございます。これは国の平成26年度補正予算で措置されました地域住民生活等緊急支援のための交付金の地域消費喚起・生活支援型及び地方創生先行型で、前年度より予算を繰り越し今年度収入があったものでございます。補助率はいずれも10分の10で、地域消費喚起・生活支援型ではプレミアム付商品券事業、住宅店舗リフォーム事業など、地方創生先行型では総合戦略策定事業、農産物加工施設整備事業、子育て支援緊急整備事業などをそれぞれの所管において実施いたしました。政策企画課所管分につきましては、地方創生先行型のうち66万3,393円でございますが、内容については歳出の方でご説明いたします。同じく2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節児童福祉費補助金の地域少子化対策強化交付金でございます。これも補助率10分の10で、このうち政策企画課所管分といたしまして、結婚推進等事業に係る経費に287万8,000円を充当いたしました。

続いて30、31ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金の土地利用規制等対策費交付金9万2,000円でございます。これは例年どおりの国土利用計画法に基づく届出の受理に対する補助金でございます。同じく1節の地域支え合いICTモデル事業補助金110万1,000円でご

ざいます。平成25年度から百合野地区で展開しております事業で、テレビとインターネットを利用した地域の相互扶助機能の強化と簡易な見守りを実施するもので、ICT普及員に係る経費の2分の1を県が補助するものでございます。なお本事業については、県補助金の最終年度にあわせ、今後の町・個人の費用負担の問題、それからシステムの技術の安定度の問題、地域の体制整備等を検討した結果、平成27年度をもって終了といたしました。同じく1節の地域女性活躍推進交付金事業補助金180万円でございます。この事業は、本町で特産品加工を手がけてきた女性グループが高齢化や担い手不足により存続が危ぶまれる状況となっていたことから、人材育成とコンサル委託による経営改善、既存加工品のブランディングのほか、加工技術、経営スキル向上のための研修等を実施したもので、これに係る経費の10分の8が県の補助金として措置されたものでございます。

次に32、33ページをお開きください。14款県支出金3項委託金1目総務費委託金5節統計調査費委託金、学校基本調査事務委託金5,000円については例年どおりでございます。次の商業統計調査事務委託金1,620円、これは平成26年度に経済センサス基礎調査と同時に実施をいたしました商業統計調査の事後処理に係る委託金でございます。次の市町村権限移譲等交付金（異動人口調査）については、2万2,000円で、毎月の転出入及び出生死亡の件数を県へ報告するものの対価でございます。次の国勢調査事務委託金につきましては、昨年度実施をいたしました国勢調査の事務に係る委託金でございます。次の農林業センサス事務委託金、これは平成26年度に実施いたしました農林業センサスの事後処理に係る委託金でございます。

続きまして34、35ページをお開きください。経済センサス事務委託金でございます。これは事業所や企業の活動、経済活動を明らかにするため、5年ごとに実施する平成28年経済センサス活動調査の準備経費の委託金5万6,000円と経済センサス調査区管理委託費3,000円の合計でございます。次の統計調査員確保対策事業委託金は、趣旨といたしましては、各種統計調査に係る調査員を常時確保しておくための事業ということで、内容としましては、研修の実施、資料の配布に充当するというものとなっております。

続きまして36、37ページをお開きください。15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金の1節利子及び配当金、下から3行目ですね、国際交流基金運用収入3万3,062円、これは国際交流基金平成26年度末の残高4,367万8,000円に対する利息でございます。

続きまして40、41ページをお開きください。17款繰入金2項基金繰入金2目国際交流基金繰入金1節国際交流基金繰入金は、国際交流基金補助金の財源として44万円を繰り入れております。

続きまして44、45ページをお開きください。19款諸収入5項雑入1目雑入1節雑入の真ん中よりも少し下でございますが、長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補

助金175万8,000円でございます。これは先に触れましたとおり、財団法人長崎県市町村振興協会が国際交流事業経費の5分の4を補助するもので、この金額が上限額となっております。同じくその3行下です。長崎県町村会物産展事業助成金93万1,290円のうち28万5,120円が政策企画課分でございます。これは補助率10分の10の長崎県町村会地域振興事業助成金、地域おこしイベントに係る分でございますが、これを結婚推進等事業に充当しております。

続きまして46、47ページをお開きください。同じく1節雑入の最後から5番目です。ね、町内在住外国人支援事業助成金175万7,672円でございます。これは、一般財団法人自治体国際化協会が多文化共生のまちづくり促進事業に対し10分の10の補助を行うものでございます。この助成金を活用しまして、町内在住の外国人向けに生活情報冊子「Living Guide Nagayo」を英語・中国語・韓国語の3ヶ国語で作成し配布をいたしております。以上が歳入でございます。

続きまして歳出でございます。52、53ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。9節旅費の普通旅費222万7,980円のうち2,940円が政策企画課所管分でございます。内容は、婚活支援担当者会議に係る旅費でございます。

同じく13節委託料の下から4行目、結婚相談業務委託料122万円は、長与町社会福祉協議会への業務委託料、それから1番下の結婚推進等事業委託料316万3,120円、これが歳入でご説明申し上げました地域少子化対策強化交付金と長崎県町村会物産展事業助成金を活用した事業でございます。内容としましては、未婚者とその親に向けた講演会、未婚者向けのセミナーの開催、それからお世話やきさん養成講座を社会福祉協議会に委託し、開催したというものでございます。

続きまして62、63ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費8目企画費でございます。1節の報酬につきましては、総合開発審議会委員報酬、これが4回の開催と総合計画の答申1回に係るものでございます。次の男女共同参画推進委員会委員報酬は、年1回の開催に係るものでございます。次の地域支え合いICT普及員報酬216万円は、百合野地区の地域支え合いICTモデル事業の普及員報酬18万円掛ける12カ月分でございます。次に3節職員手当等の時間外勤務手当は274万695円でございます。国勢調査に係る業務により、昨年比で約184万円の増額となっております。次に8節報償費の講師謝礼13万円の内訳は、町内3中学校でのデートDV防止事業1万円掛ける3校分と地域女性活躍推進交付金事業に係るオリーブ新漬講習会講師への謝礼10万円でございます。謝礼につきましては「Living Guide Nagayo」の翻訳謝礼73万3,500円と後ほど説明いたしますが、移住・定住パンフレットを作成した際の写真モデルへの謝礼2,800円の合計となっております。それから9節旅費の普通旅費のうち政策企画課分は33万250円でございます。内容としましては、主に会議や打ち合わせ等に係るもの。次の研修旅費は職員の研修にかかる旅費、費用弁

償は審議会等開催時の費用弁償、それから地域女性活躍推進交付金事業に係る講習会等の実費弁償、町内在住外国人支援事業に係る実費弁償でございます。11節需用費の消耗品は、新聞購読費とトナーカートリッジ、その他の消耗品、食糧費は主に会議時のお茶、総合開発審議会委員及びまち・ひと・しごと創生推進会議委員との懇談会、町長と大学生の意見交換会に伴うもの。印刷製本費は第9次総合計画と「Living Guide Nagayo」の印刷費でございます。12節役務費の郵便料は「Living Guide Nagayo」の郵送料、それから電話料、インターネット接続料、手数料、法人管理手数料は、いずれもICTモデル事業に係るものでございます。13節委託料は、第9次総合計画の策定業務委託でございます。これは26年度から27年度の2か年度にわたりコンサルタントにより策定の支援を受けるものでございます。次の食品分析委託料、それからコンサルタント委託料、いずれも女性活躍推進交付金にかかるものでオリーブオイル栄養分析、特産品加工・販売のコンサルティングとブランド統一化ですね、ブランディング業務の委託でございます。ホスティング委託料はICTモデル事業に係るものでございます。

14節使用料及び賃借料の有料道路等使用料は、女性活躍推進交付金事業にかかる視察の際の経費、次の無線LANオプション賃借料はICTモデル事業にかかるものでございます。19節負担金、補助金及び交付金は、前年度と異なるものについてご説明をいたします。まず、各種講習会等負担金は、女性活躍推進交付金事業にかかる受講料等でございます。

次に64、65ページをお開きください。同じく19節、長崎留学生支援センター運営費負担金は、平成24年度に開設された同センターの運営に対する負担金でございます。国の委託金の廃止によりまして、大学の所在する市、町で応分の負担をするということになったものでございます。次の男女共同参画推進事業補助金、これは長与町婦人団体連絡協議会が実施をいたしました男女共同参画啓発事業に対する補助金でございます。次に、25節国際交流基金積立金は、平成26年度末残高に対する預金利息を積み立てたものでございます。

続きまして、70、71ページをお開きください。13目地方創生事業費でございます。歳入で触れました、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した各種事業の歳出となっておりますが、このうち政策企画課分についてご説明いたします。8節報償費の有識者会議委員報償費、それから9節旅費の費用弁償のうち3万3,000円、11節需用費消耗品のうち510円及び食糧費につきましては、本町の総合戦略策定業務に係る経費でございます。また13節委託料の移住・定住促進パンフレット作成業務委託料は、本町のシティープロモーションにかかるパンフレットの作成経費で、全8ページの小冊子でございますが、これを長崎移住サポートセンター事務所が長崎と東京にございますけれども、それぞれに設置するほか、本町ホームページへの掲載、イベントなどに随時配布をしております。なお、同じく13節の繰越明許費472万円は地域公共交通網改善計画策定業務委託料で28年度に繰り越したものでございます。

続きまして80、81ページをお開きください。2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費は、特定の統計調査にかかわらない経費及び統計調査員確保対策に要する経費でございます。9節旅費の普通旅費は事務連絡旅費、11節需用費の消耗品費は事務用品など、食糧費は調査委員研修時のお茶でございます。

続きまして82、83ページをお開きください。12節役務費は、登録調査員宛の郵便料でございます。2目基幹統計調査費は、公的統計の根幹をなす重要性の高い基幹統計に係る経費でございます。27年度は主に国勢調査に係るもので、そのほか農林業センサスの事後処理、経済センサスの準備経費などがございます。1節報酬の統計指導員報酬は、国勢調査27名分でございます。統計調査員報酬は国勢調査188名分でございます。賃金は国勢調査に係る事務パート3名分の賃金でございます。9節旅費につきましては、普通旅費が各種統計調査の説明会等、費用弁償は調査員の交通費でございます。11節需用費の消耗品は各種統計調査時の消耗品。食糧費は調査員説明会時のお茶でございます。12節役務費は、各種統計調査時の郵便料、通信運搬費及び調査員の電話代でございます。13節委託料は、社会福祉施設への国勢調査員の事務委託経費。次の14節使用料及び賃借料は、国勢調査における統計業務支援システムやパソコンなどのレンタル経費でございます。

最後に基金の状況でございます。194ページをお開きください。国際交流基金でございますが、平成26年度末現在高4,367万8,000円に、平成27年度中44万円を取り崩すと同時に利息分3万3,062円を積み立てました結果、平成27年度末現在高4,327万1,000円となっております。

なお、主要な施策の成果に関する報告書につきましては、16ページから22ページにわたりまして、7つの事業について掲載をしております。政策企画課に関しましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず歳入ですが26、27ページ、ここで質疑はありませんか。いいですか。13款1項2目3節のうちの一部でしたね。いいですか。次に行きます。30、31ページ、14款1項、14款2項1目いいですか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ちょっと戻って申しわけないのですが、27ページの地域活性化補助金の中の地域住民生活等緊急支援のための、地方創生の分ですね。補助金が1円単位までよう計算ができましたですね。どんな計算だったのでしょうかね。5112万9,033円ですね。これの計算の元を教えていただければと思うんですけど。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

これは実際に支出をした経費をベースとして算出されたものでございますので、円単位までの算出ができていますということでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

これ10分の10の補助だからそういう意味ですね。そういうやっぱり補助金はあるんでしょうね。10分の10の場合でも、1,000円単位とかで打ち切るでしょう。普通はね。歴代始まって以来の1円単位の補助金ではないかなと思うのですが、それはやむを得ませんよね。これで申請もされたわけですね。再確認です。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

私も過去にあまり見たことがないこの円単位までの補助ですが、国の制度がそのようになっておりまして、円単位までの算出で、実際に交付がなされたということでありませう。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。30、31、なければ32、33の14款3項1目の5節、次のページの1番上段部分までです。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

33ページで、国勢調査事務委託金ですね、これは国からの国勢調査の事務委託金なんですけれども、このときにインターネットでの回答ということを非常に強力に推進をされたというふうに思います。それで、聞くところによると長与町は、他市町と比べても比較的そのネットでの回答の割合が高かった。そここの詳細を教えていただきたいのが1点と。もう1つが、インターネットでの回答の割合が多いからといって、委託金の増減に影響があるのかないのか、変わらないのか。ここをお聞かせいただきたいと、思います。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まず1点目のネット回答でございますが、ネット回答率が48.7%でございました。これは県内で1番ネット回答率が高かったと、全国でも93番目に高かったという結果となっております。2点目の回答率が高いことでの委託金への影響でございますが、ネット回答率が高いことで、一定事務の軽減が図られている部分はございます。それは調査員さんの業務が主でございますが、ネット回答があればもう次に回らなくていいとい

う部分です。一方で職員の作業については、これはむしろ作業量が増えるといいますが、対面で調査票を調査員さんが確認をすれば、一定、中身の整理ができたものが来るのですけども、ネット回答ではもう入れっぱなしですので、最初からそれを確認していかないといけない作業が発生するというので、むしろ委託金といいますが、その事業に係る経費としては職員の超勤等が増える傾向にあったものと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次のページ、1番上の部分ですね。36、37、利子及び配当金ですね、国際交流基金運用収入。次行きます。40、41ページの1番上の部分、国際交流基金繰入金。44、45、諸収入、雑入の分ですね。いいですか。次、46、47、同じく雑入分で、下から5番目ですか。それでは、歳入は終わって。

次、歳出に入ります。52、53、これも、この数字の内数の部分がありましたけれども、ここで何かありませんか。よろしいですか。次行きます。62、63、2款1項8目企画費部分ですね。

安部委員。

○委員（安部都委員）

53ページ、結婚推進等事業委託のところ、親に向けたセミナーというところだったんですけども、その成果というのはどういうふうな状況だったのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

セミナーにつきましては、2回開催をいたしました。参加者数が48名、主要な施策の成果の16ページに43名と書いているのですが、誤りでございまして48名でございまして、これがセミナーですね、その他、お世話やきさんの養成講座5回、これによりまして、お世話やきさんが12名を任命をいたしております。その他、講演会を1回開催し、参加者が194名ということでございました。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○安部都委員

親御さんの意見というか何かそういうものがあつたのかどうか。

○委員長（喜々津英世委員）

質問の意味わかりましたか。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この事業が結婚に向けた情報提供等を行うということで、結婚相談事業は、数年前から社会福祉協議会のほうに委託して実施をしてるんですけども、利用者がなかなかこう増加をしていかないですとか、男性については、同じような方々の登録であるというこ

とで、親御さんへ向けて、まだそのお子さんが結婚されていないという方に情報提供であったり、こういう場を提供することで、少しこういった相談事業の方にもつながっていくのではないかとということで実施をいたしました。要望があってという部分もあるのかもしれませんが、ちょっと具体的にそこは把握しておりません。そういった趣旨での事業、セミナーでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

その結婚相談事業の中の登録者数が150名というところで、最高年齢は何歳ぐらいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

具体的な年齢までは、数字として持ち合わせてないのですけども、70代という方が、お1人いらっしゃいます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今の答弁で70代が1人、60歳代は何人でしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

60代が3名です。3名でございました。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

委員長として申し上げます。わかっていれば小出しに出すのではなくて、70代が何人、60代が何人、50代が何人という形で答弁をしてもらえば助かります。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今、手元にありますのが、男性・女性それぞれに20代から10歳刻みで70代までまとめた表がございます。読み上げますが、男性20代が6名、30代が17名、40代が22名、50代が6名、60代が3名、それから70代、先ほど1名と申し上げましたが、失礼しました。2名でございます。次に女性です。20代が16名、30代が50名、40代が23名、50代が1名、60代が1名、以上でございます。合計を申し上げます。男性56名、女性91名でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。その中の成婚が1カップルというところで、男性何十代、女性何十代で結婚されたのか教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

成婚につきましては、27年度中に1組ということで記載をしておりますけれども、年齢につきましてはすいません。把握をしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。62、63、64、65の1番上段までですね。よろしいですか。金子委員。

○金子恵委員

ちょっと聞き間違えたかもしれません。「Living Guide」とおしゃいましたよね、3か国語で作られて、たぶん「大きくなーれ！」と一緒に、会議とかに使われるのかなとも思うのですが、どのくらい作られて、どういうふうな利用方法を考えておられるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

「Living Guide Nagayo」につきましては3言語で作成をしております、英語版が400部、韓国語版・中国語版がそれぞれ250部を作成しております。これは町内の在住外国人に配布をしたほか、町内の公民館ですとか図書館等に設置、それからインターネットでの掲載をいたしております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

「大きくなーれ！」のときも多分言ったかと思うのですが、在住されている外国人数よりもかなり多い冊数での製作かと思うのですが、今現在インターネットで見れるのであれば、ここまでこう必要性があるのかな、すいませんね、効果というのが得られるのかなと思うのですが、その点だけをお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

峰課長補佐。

○課長補佐（峰修子君）

「Living Guide Nagayo」につきましては、「大きくなーれ！」から情報を得まして、それを3言語に訳した部分が、大半を占めているんですけども、それでは女性の方及び子育てを長与町でされる方に特定されてしまいますので、それだけではなく長与町内

に転出をされる方、また長与町内から転入をされる方及び転出をされる方にもご利用いただけるように冊子の巻頭には、転入・転出及びビザの取得に関する外務省サイトのリンク先ですとか、そういう情報も掲載をさせていただいております。また、巻末には町内施設の一覧をつけさせていただきまして及び医療施設、それも番号で表記をいたしまして、町内での病院の紹介ですね、そのようなものも掲載をさせていただいております。そういうことで、町内にいらっしゃる在住外国人の方が、いろいろな状況に応じて、施設等の検索もできるようになっておりましたので、それで随分と町内の様子がおわかりになられたものと思っております。また、情報につきましては、直接、町内の方々、外国人の方々にお渡しした分と公民館等の施設に配置をさせていただきまして、必要な方が入手できるようにいたしました。また、町外の大きな国際交流協会ですとか、そういうところの施設にも配付をさせていただいております、広く情報を入手していただけるように努力をしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

63ページですね、ICTモデル関係が26年から27年にかけて実施をされて、この主要な施策の22ページを見ますと約800万ぐらいお金を使っておられるわけです。今年が394万5,000円ですから、前年が407万8,000円ですね。これが27年度で終わったわけですね。これだけのお金を使ってどれだけの成果があったのかという声が、よく耳にするわけです。はっきり言ってね。それでもうやめてしまうと。各家庭に機器類があったのではないですかね。そういう機器類は、このお金で買ったのではないか思うのですよね。そうしますとその機器類はどこに行ったのか。そういうことも不明であるわけです。したがって効果があって、それをどういう形で行政に活かしていくのかとか。そういうものをこれだけのお金かけて、いやあもうこれで終わりなんです、ということではいかがなものかなということが、本当によく耳にしますし、私もそう思うわけです。したがってまずお聞きをしたいのですが、効果があってそれを今後、行政に活かすということは、ほとんどゼロではないかというふうに思うんですね。それをどう思われるのかと、その機器類、各家庭に置いていたリースか知りませんが、それはどこに行ったのかですね。そのあたりからちょっとお知らせをいただきたいと思えます。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずはこの事業の成果、効果ですが、その地域の方々と地元の民生委員さんの見回り事業ということであわせて取り組んできたわけですが、そうした方々の声からすると人力による見守りは有限であるため、それをカバーするという点では一定効果

があったのではないかというご意見がまずございました。その中で、利用者の声ですけれども、一定ですねその操作を覚えることでロコモ体操とかマージャンとかこういったものを日課として、毎日利用をされてる方、それから普段、家に閉じこもってられた方々がこの事業をきっかけに外に出ていくようにもなったという声、それからICT普及員が電話ですとか訪問をしてたんですけども、これによって見守られているという安心感があったということ。それから参加者以上にメールが受信されているご家族の方に対してからの評価が高かったという一定の成果が得られております。

一方で課題もございまして、その機器の安定性ですとか、それから今後、続けていくとなれば、町も利用される方々も費用が発生してきますので、そうした問題ですとか、これを広く全町にわたってとなると行政側としてもマンパワーが不足するといった問題が課題として上げられると思います。それから機器のことにつきましては、尾田係長の方からご説明をいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

機器端末の件につきましてですが、機器の方に関しましては事業開始に伴いまして、県より貸与を受けたものでございます。この費用から購入したというわけではございません。事業終了に伴いまして、端末の方は県の方に返却をいたしておりますが、県との協議の中で事業に参加いただいた方に譲渡しても構わないというお話がありましたので、利用者のうち事業が終わった後も、役場のシステムはもうない状態なのですけれども、通常の端末としてはお使いいただけますので、ある方はそれでインターネットに新しく挑戦をされたりですとか、さっきの課長の説明にもありましたけれども、麻雀ですとか、オセロとかそういった機能もありましたので、脳トレゲームとかですね、そういった部分を期待されて受領をされたという方もいらっしゃいました。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

だいたい百合野を中心にしまして、全町にこれを波及していくというこれが1番主眼であったろうというふうに思うのです。試験をまずは百合野でやろうと。したがって、これが思うようにうまくいかなかったということを含めて、本当にこれは失敗じゃなかったのかなと。これだけお金をかけて、そういう声も本当に耳にするわけなんです。失敗で、私もいかなもんなかなもう失敗と言って言い過ぎの面があるのではないかなというような感じもするんですけどね。いずれにしましても、その目的が他の全町に波及をしていくという視点からいけば、これはしないわけですから今後はですね。そういう意味からいけば失敗だったんだなという感じもするのですけどね。今、言われました担当からもあったような端末は利用していくということで、これを1つのよかった面もいい

というふうに考えればいいんですが、本来のICTの関係のものからいけば、本当にかがなものだったのかなというふうに感じるわけです。

備品は県に返したというんですが、一方、個人がそれを受けてもらって、無料ですかね。もらってそれをゲームに使うとかですか。そういうことが、公的な物で県に返したと言いますが、県は県で県民の税金を使って補助があつたりしても、国民の税金を使って購入したものなんでしょう。誰もそのメーカーからくれたものではないんでしょう。基本ですね。そうであれば税金で買ったものを個人に分けてくれるなんて、そんないいかげんなことを県がするのかなという感じもするのですが、そういう現実ですか。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

事業終了後の機器の取り扱いですが、具体的な数字で申し上げますと90世帯中、端末を希望されてそのまま置いてきた36世帯です。90世帯中、回線をそのまま継続されたというのは5世帯です。先ほど課長の方からもありましたけれども、ある意味、モデル事業の1つには、高齢者の皆さんにインターネット等になじんでいただくとそういったこともございまして、それが1つ。それとそのコンテンツとしてロコモ体操という名称が出てまいりましたけれども、健康づくりの体操であったり、頭の脳トレの話ですね、そういったゲームのようなものも入っております。そういったものを引き続き利用したいという要望に県が答えたものだと思っております。

当初のイニシャルコストですね、サーバ構築アプリの開発で機材の購入、インターネット初期設定はすべて県の負担ということになっておりますが、これがNTTも含めてのモデル事業ということでしたので、県の負担がいかばかりなのかということも私も、この点については承知をしてない状況でございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。次、行きます。70、71ですね。コミュニティバス関係の調査費が繰り越したという説明でした。それでは次に80、81、それから82、83の中ほどまで分ですね。統計調査関係ですが、ここで何かありましたらどうぞ。いいですか。それでは、主要な施策に関する報告書、それから今の事項別明細書、歳入歳出あわせて結構です。何かありましたらどうぞ。いいですか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

歳入の27ページで、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、先ほどちょっと言いました2節の地域活性化補助金の右のほうの2段目、地域住民生活緊急（地方創生先行型）5,112万9,033円。これが農産物の加工施設関係、いいですよ。そういう説明を受けて、そして、一方ですね。主要な成果の37ページにこれは産業振興課なんです、もう終わりましたかね。審査は終わってないか。この中に同じこの1番右

側37ページの1番上に同じ表現で、地域住民生活等支援緊急支援交付金（地方創生先行型）これにより云々と書いてありますよね。これが3分の2補助と書いてありますよね。だから歳入の27ページのこの先行型は100%という話ではなかったですか。そうしますと違うのかなという感じなのですが。この5,100万の歳入と比べたら農産物は5,600万とだからもうとうに超えているわけで、その残り分は一財でやったのかなという感じはするのですけども、その関連はどうなっているのですかね。農業関係で聞いてもいいと思いましたが。

○委員長（喜々津英世委員）

今のは政策企画課は、この中の内数で66万だったかな。そこですから、今のあれはまた次の産業振興課の中で。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、町が歳出した事業費に対して100%の補助ということになっております。今、ご指摘の37ページの事業費につきましては、これは加工所の建設には事業主体がございまして、事業主体の事業費ということで、これについて町が一部補助をしている。その補助率が3分の2以内ということでございます。これは国の指導によりまして、全額をこの国の交付金で見ることができないということで、このような率を設定させていただいたという次第でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。堤委員。

○堤理志委員

主要な施策の成果に関する報告書の22ページの地域支え合い（I）CTモデル事業ですね、この間ずっと経緯を私も見ていましたけれども、1番の原因、失敗といいますか、1番まずかったのは何といても機器の不具合ではなかったのかなと思うのです。もう少し安定性がある機器だったら、こんな結果にはならなかったのかなという点で、県に対して報告書なりを上げるときに、やはりそのあたりのフィードバックをなされたのかな。そうしないとまたよそがこういう事業して、また同じような迷惑もかけることになりますし、また、メーカーの責任というのも1つあるのではないかと思います。そのあたり何か議論はされたのか。庁舎内といいますか、庁舎内も結構ですし、また県に対しても、そのあたりいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

事業がそのまま続かなかった原因としまして、もちろんおっしゃったとおり機器の不具合や安定した稼働が見込めなかったというところは、もちろん大きな問題でございま

すし、県の方にも当然その報告はいたしております。また、メーカーの方の責任につきましては、メーカーも本社の方からこちらの方に事業の説明等にこられまして、再三説明を受けております。機器の生産体制の不備によりまして、機器の中に異物といたしますか、基盤のちょっと汚れといたしますか、そういった原因があったということで、機器の方は、問題が出た機器については交換をしていただきましたが、交換後の機器につきましては、同様な不具合は発生しておりませんので、そういった意味では、これは県の事業としましては、次に壱岐の方でも実施をされているのですけれども、そちらの方ではその不具合解消後の機器が恐らく使われていると思いますので、そういった意味では、今回、長与町にはその不具合が多いものが入ってきたということで報告があったんですけれども、今後の機器につきましては、不具合の解消されたものでハードウェア的には不具合は発生していないものと思われまます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。ありませんか。

質疑なしと認めます。これで政策企画課所管を終わります。

ご苦労さまでした。本日はこれにて散会します。

（散会 16時21分）

委員長